

## 民主導で、官依存で疲弊したわが国の再生を急ごう！

**市**場に任せるだけでは、解決できない経済・社会問題も少なくない。だが、官に依存し過ぎるのは危ない。マイナバー(国民背番号)カードが典型だ。ICカードに装着した公開鍵(PKI)式の官製のデジタルIDが、わが国の経済・社会をバッコし出している。民間のデジタルIDと競合するどころか、自由なデジタルID市場を食いちぎろうとしている。G7諸国では、デジタルIDを直接スマホに装着するのが標準だ。他のどの国でも、国民に官製ICカードを作成・配付していない。官製ICカードの配付は血税の無駄づかいだ。デジタルID市場で官がバッコするのは、民業圧迫、市場を忘れたわが国の宇宙ロケット開発の二の舞になる。ストップさせないといけない。

子どもが極端に少なくなっている。傾いた私大が公立化に走り、「官の庇護」を受けるのが大流行りだ。競争を排除し、官尊民卑の庶民感覚を巧みに利用して存続をはかっても、いずれは頓挫するのではないか。タクシー運転手の確保が難しくなっている。政府は規制緩和でライドシェア解禁をはかって対応するという。これも過剰な政府規制の結末ではないか？

税制・税務行政も官依存の典型だ。「名ばかり租税法律主義」で、国会議員は、自分たちだけでは税制・税務行政立法ができなくなっている。もはや、自分らの足で立って歩けなくなっている。

岸田政権は、「物価高を超える所得税減税」、

### ◆ 主な記事 ◆

- ・巻頭言～官依存で疲弊したわが国の再生を急ごう！
- ・アメリカ共和党の公正税法案(TFA)を読む
- ・ライドシェア解禁に伴う税と社会保障の課題
- ・デジタル空間での罪刑法定主義、人権④完

「所得税と住民定額減税／低所得者世帯への給付金支給」を唱える。だが、アメリカ税制で広く導入されている「物価スライド税制／タックスインデクセーション」を提案すれば済むことだ。インフレは失政で、国民・納税者には責任はない。物価高を超えなくともよいから、毎年インフレ分を税制に自動的にスライドさせる調整の仕組みを所得税などに入れないといけない。だが、官主導の税制見直ししかできない政治家はそもそも「物価スライド税制」など知らないのではないか？

わが国の税制・税務行政は、所得課税に加え、消費課税でもますます複雑怪奇になってきている。消費税のインボイス制度への転換・事業者登録は最悪のケースだ。役人は、「税務」で市民・納税者が助け合うのを好まない。「税務」を、役人のお手伝いさんである税理士に独占させようとする。あげくの果て、税務相談停止命令制度をつくり警察規制を図る始末である。

「申告納税制度は納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという民主的な制度である。」という「理念」が播らいている。制度疲労が顕著な申告納税の建て直しは急務である。官のマインドコントロールから脱して、自由・簡素・効率性を柱に据え大胆な発想転換をし、納税者権利憲章など国民・納税者が議員とコラボし、抜本的な税制・税務行政改革を実現しよう。民の手で、わが国の再生を急ごう。

2024年も、PIJのご支援を切にお願いしたい。

2024年 1月1日  
PIJ代表 石村 耕治

# Q&A 官主導の税制・税務行政に依存する日本

— アメリカの政治・民主導の税制・税務行政と比べてみる —

## 米議会共和党の給付つき連邦一般小売売上税法案 ／公正税法案（FTA=Fair Tax Act）を読む

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

**ア**メリカは、わが国とは異なり、税制や税務行政改革は、政治主導・民主導である。つまり、議員や納税者団体などが主導である。これに対して、日本は官・行政主導である。税制や税務行政改革について、議員は、ほとんど力量を発揮していない。税制や税務行政改革については、政府立法、閣法が国会をバッコし、議員の存在感は薄い。議員は歌を忘れたカナリアの如しである。納税者団体も、税制や税務行政に異論は唱えるものの、力量はあまりない。抵抗運動はするものの、議員とのリンケージはイマイチで、ワンコの遠吠えの如しである。税務専門職団体も、財務省のワンコの感が否めない。

これに対して、アメリカでは、税制や税務行政改革については、すべて議員立法である。連邦財務省の存在感は薄い。納税者団体も力量がある。

税制は複雑化する一方である。税務行政も、迷路の如しで、税務専門職でもついていくのが容易ではない常態である。「自由」・「簡素」・「効率性」など皆無の常態だ。これは、わが国のみならず、アメリカでも同じである。「申告納税制度は納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという民主的な制度である。」という「理念」はかすんでいる。こんな理念、実は「迷信」なのではないのか？今一度疑ってみることも大事だ。官主導の税制・税務行政にどっぷり浸かった複雑怪奇な申告納税制度は、制度疲労を起こしているのは明らかだ。税制・税務行政に「シンプル・イズ・ザ・ベスト（Simply is the best）」の市民感覚を回復させることを優先すべきではないか。

アメリカ連邦議会共和党には、「所得課税を

ベースとした申告納税制度は民主主義の現人神（あらひとがみ）と見るのは「復古主義」だ、「新たな税制・税務行政が必要だ」とするスタンスの議員が増えている。こうした議員グループは、現行の「所得」に傾斜した税制を廃止し「消費」に全面転換したうえで、連邦課税庁である内国歳入庁（IRS）を廃止することを核とする「公正税法案（FTA=Fair Tax Act）」を支持し、連邦議会下院に提出している。つまり、課税ベースを「所得」から「消費」に全面転換し、「自由」・「簡素」・「効率性」のある「連邦一般小売売上税」の導入をしよう。迷路・複雑化してしまった所得課税・申告納税をベースとした現行税制・税務行政とは決別しようというわけだ。

この公正税法案（FTA）に対しては賛否が分かれる。「金持ちに一方的に利する！」、「こんな簡素な税制になったら、税務専門職は飯の食い上げになる！」などの異論が出ている。しかし、税金の申告、税務調査などのムダを省き、国民・納税者を「悩税」の呪縛から解放し、自由・プライバシーを大事するためには、大胆な頭の切換えが必要だ。

官のマインドコントロールから脱するには、アメリカ連邦議会共和党の公正税法案（FTA）のような大胆な発想転換、議員立法による抜本的な税制・税務行政改革案を吟味してみるのも大事である。

そこで、石村耕治 PIJ 代表に、Q & A 式で、自由・簡素・効率性・市民のプライバシーをファーストにする米議会共和党の給付つき連邦一般小売売上税法案／公正税法案（FTA=Fair Tax Act）を、読み解いてもらった。

（CNNニュース編集部）

## 【コンテンツ】

- Q わが国の税制・税務行政は、官主導とのことですが、どういうことでしょうか？
- Q それでは、政治主導の税制・税務行政とは、どういうことでしょうか？
- Q 政治主導の税制・税務行政について、具体例をあげてください。
- Q 米議会民主党の税務調査強化法について説明してください。
- Q 連邦議会共和党の内国歳入庁（IRS）の予算カット法案について説明ください。
- Q 下院共和党予算法案は議会を通るのでしょうか？
- Q 2023年1月に、連邦議会共和党がIRS廃止法案を提出したと聞きますが？
- Q 「給付つき連邦一般小売上税法案」、「公正税法案（FTA=Fair Tax Act）」とは、どういう中身なの  
でしょうか？
- Q 議会共和党内での公正税法案（FTA）への賛否はどのようなのでしょうか？
- Q 連邦憲法は、所得課税は認めるが、連邦レベルでの大型消費課税を法認してはいないと思いませんか？
- Q 現行税制に代えて、公正税法案（FTA）を提唱する納税者団体はあるのでしょうか？
- Q 公正税法案（FTA）でわが国へのヒントがあれば教えてください。

Q わが国の税制・税務行政は、官主導とのこと  
ですが、どういうことでしょうか？

— わが国では、税法の改正案は、実質的に行政  
府である財務省がつくっているわけです。この  
ことを、政治家や税の専門家、納税者の多くは、  
あまり疑問を感じていないわけです。しかし、  
税法は「行政府」ではなく「立法府」がつくる  
というのが、憲法に定める「租税法律主義」の  
本来の趣旨ではないか、と思います。

議員が法律をつくることを「議員立法」とい  
います。一方、財務省とか総務省とかが法案を  
まとめて、内閣を通じて議会（国会）に提出す  
る法律を「閣法」または「政府立法」といいます。  
わが国では、税制や税務行政に関する法律はほ  
ぼすべて「閣法」または「政府立法」なわけ  
です。議員は、行政が作った法案に、あれこれ  
要求するロビイストのような存在です。

Q それでは、政治主導の税制・税務行政とは、  
どういうことでしょうか？

— アメリカは、政治主導で税制・税務行政を進  
めています。[アメリカは連邦と50の州などか  
らなる連邦国家です。ここでは連邦の税制・税  
務行政に焦点を絞って議論します。] 議員が税  
制や税務行政に関する法律をつくっています。  
つまり、アメリカでは、議会が主役です。財務  
省が主役になって、税制改正法案や税務行政改  
正法案をまとめるスタンスにはないのです。

Q 政治主導の税制・税務行政について、具体例  
をあげてください。

— 連邦議会民主党は、税務調査強化法案を成立  
させています。一方、連邦議会共和党は連邦の  
課税庁であるIRSを廃止する法案を議会に提出  
しています。

Q 米議会民主党の税務調査強化法について説明  
してください。

— バイデン政権は、2022年度の税制改正法と  
して、2022年8月22日にインフレ抑制法  
（IRA=Inflation Reduction Act of 2022）を  
成立させました。インフレ抑制法（IRA）では、  
連邦の課税庁である内国歳入庁（IRS=Internal  
Revenue Service）に対し、今後10年間で約  
800億ドルという巨額の追加予算をつける決  
定をしました。この追加予算を、高額所得者や大  
企業・中小企業への税務調査強化に使うため  
です。IRSは、バイデン政権の求めに応じて、  
税務調査強化で1,240億ドル、邦貨にして1年  
あたり124億ドル（約1兆7千億円）の追加  
税収をあげる計画です。

わが国では、民主・リベラル勢力が、減税・  
納税者権利憲章などを呼びます。ところが、ア  
メリカでは、保守・新自由主義勢力が、減税・  
納税者権利憲章、「納税者は権利主体」と呼び  
ます。民主・リベラル勢力が、増税・負担公平  
のために税務調査の強化を叫ぶのには、貧困層  
の支持を拡大する意図があります。

アメリカの税の実務家である友人に、「何で

日本では、民主・リベラル勢力が、保守・新自由主義勢力の主張である納税者権利憲章の制定を叫んでいるのだろうか？」と問われたことがあります。即答に窮しました。確かに、世界を見渡しても、主要な権威主義国家で、納税者憲章を制定している国はないように思います。北米の識者からすると、納税者権利憲章をつくる会／TC フォーラムの運動は、新自由主義の運動のように見えるのかも知れません。

いずれにしろ、わが国の保守勢力、役所付度組の研究者を含め「納税者を義務主体」と見る勢力には、納税者権利憲章の必要性に対する認識は極めて低いのです。わが国のような役所社会主義の国では、抵抗勢力になるよりは、役所付度組になる方が楽ちんです。若い研究者が雪崩を打って役所の軍門に下り、ちょうちん持ちになる気持ちも分からないでもないです。「官尊民卑」の国民性に相乗りし、「政府●●委員」とかのレッテルは「売り」になると安易に考えるわけです。傾いた私大が公立化に走り、「官の庇護」を受けるのが大流行りです。これも同じです。学問、よりも、パン、が大事の思考でしょう。こういった研究者の気持ちも痛いほどわかります。ひ弱な研究者には現代版滝川事件はイヤなのです。芸能人が、「マイナンバー万歳！」の政府PRに出ると、知名度が上がり、収入も入ります。研究者にも、「正義」よりも、「生存」を優先させる人が多くなるのも仕方ないのですね。それぞれの生き方ですから。

#### Q 連邦議会共和党の内国歳入庁（IRS）の予算カット法案について説明ください。

— アメリカは、「予算は法律である」という考え方を取っています。ですから、予算を増額する、あるいはカットするとした場合、議会で予算法案を成立させる必要があります。バイデン大統領は、連邦の課税庁である内国歳入庁（IRS=Internal Revenue Service）への予算拠出額を大幅に増額する政策を取っています。税務調査を格段に強化し、税負担の格差是正に取り組もうというわけです。租税法律主義を重視する観点からは、税負担の公平確保は、税法改正で行うべきで、税法の適用・解釈、税務調査の強化で行うべきではない、というのが定説です。ですから、「納税者は義務主体ではなく、権利主体なのだ」という連邦議会共和党の考え

方は筋が通っています。連邦議会共和党は、税負担の格差是正は、執行の強化によるのではなく、税制の改正によらないと納税者の人権侵害を招く、というスタンスのように見えます。

周知のように、連邦議会下院では、議長選出の件で、もめにもめていました。2023年10月25日にトランプ派のジョンソン新下院議長がようやく選出されました。ジョンソン議長は、バイデン政権のウクライナとイスラエル支援抱き合わせ法案とは別途の共和党予算案を提示しました。この共和党予算案では、イスラエルに143億ドルの支援を提供し、バイデン政権が税務調査強化狙いで内国歳入庁（IRS）につけた巨額予算をカットし、その分をイスラエル支援に回すというシナリオです。

議会下院は、11月2日に、この共和党法案を可決しました。採決は賛成226、反対196。与党主導の税制・税務行政に風穴をあけるような結果でした。通常イスラエル援助については超党派の強い支持があり、おおむね党派に沿った結果となりました。共和党214人に加え、民主党12人が賛成。民主党194人と共和党2人が反対しました。アメリカ議会には、わが国でいうような、いわゆる「党議拘束」はありません。ですから、議員は、選挙民ファーストで投票するのが慣わしです。

#### Q 下院共和党予算法案は議会を通るのでしょうか？

— イスラエル援助とIRSの予算削減が組み合わされ、ウクライナへなどへの援助が除外されました。このため、仮に上院を通過したとしても、バイデン大統領は拒否権を発動すると表明しました。上院民主党トップのシューマー院内総務（民主）も、下院案を採決しない方針を示しています。バイデン大統領は、イスラエル、台湾、ウクライナへの資金援助や人道支援を含む、より広範な1,060億ドルの緊急支出パッケージを承認するよう求めています。議会上院シューマー院内総務（民主）はこれらの優先課題に対処する超党派の法案を検討すると表明しています。議会上院は、民主党が過半数を握っており、下院案成立の見込みはなさそうです。

**Q 2023年1月に、連邦議会共和党がIRS 廃止法案を提出したと聞きますか？**

— 連邦議会下院共和党が、第118回議会(2023-2025年)へ、2023年1月9日に、「給付つき連邦一般小売売上税法案」、「公正税法案 (FTA=Fair Tax Act)」を提出しています(2023年下院法案25号/H.R.25)。この議員立法の提案者(26人)の筆頭は、バディ・カーター (Buddy Carter) 議員(ジョージア州選出・共和党)です。この法案のなかに、「IRS(内国歳入庁)廃止」が入っています。このため、FTAは、通称で「IRS廃止法案」とも呼ばれます。

FTA法案は、132頁の厚さです。まともに紹介しようとすると、大変な作業になります。ですから、骨子だけの紹介にしておきます。FTA法案では、現行の連邦税法である1986年内国歳入法典(IRC)に盛り込まれているサブタイトルA[所得税(income tax)]、B[遺産税・贈与税(estate and gift taxes)]、C[雇用税(employment taxes)]およびH[大統領選挙運動資金(financing of presidential election campaign)]に列挙された規定を廃止するとしています。これらの規定に代えて、FTA規定を入れた新たな2023年内国歳入法典を制定するとしています。

こうした新税制の提案が出てくる背景には、所得税制が余りにも複雑怪奇になり、不公正で、経済発展を阻害するようになり、また、伝統的な所得課税中心の申告納税制度が、納税者の監視を強化する仕組みに大きく変容し、制度疲労を起こしていることがあります。

**Q 「給付つき連邦一般小売売上税法案」、「公正税法案 (FTA=Fair Tax Act)」とは、どういう中身なのでしょう？**

— アメリカは、議員立法一辺倒の国です。税法案についても、わが国とは異なり、行政府の役人が法案をまとめて政府立法として議会に提出するルートはありません。

公正税法案(FTA)は、真新しい法案ではありません。1999年以降何度も議会に提出、委員会で議論されています。ただ、成立にいたってはいません。2008年の大統領選挙キャンペーンで、1人の共和党候補がFTA導入を唱えていました。

2022年の国政選挙で共和党が下院で多数派になり、本会議ではじめて議論されるチャンスを得たわけです。

公正税法案(FTA)は、「自由、公正、経済的機会」の促進をモットーに、「自由」、「公正」、「税務行政の効率性」などの促進を主な狙いとしたものです。所得課税や内国歳入庁(IRS)を全面廃止すれば、連邦は納税者のプライバシー、国民の金融情報を保有することもなく、納税者は「自由」になり、国民監視をファーストとする権威主義国家、社会主義国家にはならない、との考え方がベースにあります。

2023年下院法案25号/H.R.25のタイトル(表題)は、次のとおりです(FairTax Act of 2023 (H.R. 25) - GovTrack.us)。

自由、公正、経済的機会を促進するために、所得税その他の税を廃止し、内国歳入庁(IRS)を廃止し、代わって諸州が執行する連邦売上税を導入するための法案(A Bill: To promote freedom, fairness, and economic opportunity by repealing the income tax and other taxes, abolishing the Internal Revenue Service, and enacting a national sales tax to be administered primarily by the States.)

本法は、略称で「2023年公正税法(Fair Tax Act of 2023)」と称する。

FTAのあらましは、次のとおりです。

**■公正税法案(FTA)のあらまし**

①ほぼすべての現行連邦税の廃止  
 現行の個人所得税、法人所得税、給与税/FICA税(連邦社会保障税/連邦医療保険税)、代替ミニマム税、キャピタルゲイン税、相続税、贈与税を廃止。これに代えて公正税法(FTA)を導入。

②代わりに、単一(フラット)税率・単段階の連邦小売売上税の導入  
 単一(フラット)税率・単段階の連邦小売売上税(national retail sales tax)を、2025年に導入し、合衆国内での課税対象資産および役務の最終消費および使用に対して23%(ただし、後年、税率の調整可)の税率で課税する。すなわち、FTAでは、課税ベースを「所得」から「消費」に全面的に移行する。ただし、ここでいう税率は税込売上額に対する徴収率。このことから、税抜売上額ベースの税率は29.8%。識者による分析によると、現行の連邦税収をFTAで確保するとなると、44%での課税が必要との分析もある。また、現行の所得課税との対比でみると、FTAの消費課税率(23%)は、現行の所得税率30%くらいに相当するとの分析もある。

③世帯消費税額給付

逆進性を緩和するため、低所得世帯には、貧困ガイドラインおよび世帯規模に応じて、毎月一定税額の給付をする (monthly sales tax rebate/family consumption allowance)。

世帯数	貧困ガイドライン	各月還付額 (単身)	各月還付額 (夫婦)
1	\$ 14,580	\$ 279	n / a
2	\$ 19,720	\$ 378	\$ 559
3	\$ 24,860	\$ 476	\$ 657
4	\$ 30,000	\$ 575	\$ 756
5	\$ 35,140	\$ 674	\$ 854
6	\$ 40,280	\$ 772	\$ 953
7	\$ 45,420	\$ 871	\$ 1,051
8	\$ 50,560	\$ 969	\$ 1,150

【出典】 HHS 2023 年貧困ガイドラインに基づく算定額

ただし、議会共和党の FTA 賛成派であっても、1 部の議員は、この給付つき連邦一般小売売上税案に盛り込まれた「給付 (還付/rebate) 金」は、働かない者を優遇する「ベーシックインカム/負の所得税」の一種であると批判。「ナニーステイト (nanny state)」、「福祉国家」につながるとして、「給付 (還付/rebate) 金」の仕組み導入には消極的。

④課税のベース

生活に必要な飲食料品を含み、全消費支出のおおよそ 90% をカバーする幅広い物品やサービスを課税対象。ただし、①中古品や無体財産の売買・サービス、事業用・輸出・投資目的での物品やサービスの購入、②州政府業務で購入する物品やサービスは、課税対象外。

⑤内国歳入庁 (IRS) の廃止および州による執行・徴収

①連邦の内国歳入庁 (IRS) を廃止し、連邦売上税の執行・徴収は原則として各州の税務当局が行う。②州が徴収した売上税額を連邦財務省へ送金する。現在 50 州 + ワシントン D.C. のうち、45 州とワシントン D.C. が州売上税を導入している。このことから、残り 5 州については連邦財務省 (または隣接州) が執行・徴収する。③州は、徴収税額の 0.25% を留保できる。④納税義務者である企業は、納税協力対価 (taxpayer administrative credit) として、徴収税額の 0.25% を留保できる。

内国歳入庁 (IRS) の消失 (廃止) に伴い、2027 財政年以降は IRS 関連予算の配賦を禁止する。

⑥税収が充当される分野

①一般会計、②高齢・遺族年金特別会計、③障

碍者年金特別会計、④入院保険特別会計、⑤連邦補完的医療保険会計

⑦連邦憲法上の制限

公正税法案 (FTA) 成立後 7 年以内に、所得税を法認する連邦憲法修正 16 条が廃止されない場合には、FTA は効力を失う。

Q 議会共和党内での公正税法案 (FTA) への賛否はどのようなのでしょうか？

— 議会共和党内でも、公正税法案 (FTA) に対しては、賛否が分かれています。賛否の意見をアバウトにまとめて見ると、次のとおりです。

■公正税法案 (FTA) への賛否

①賛成論

法案の提出者であるバディ・カーター (Buddy Carter) 議員 (ジョージア州選出・共和党) を含む賛成派は、公正税法案 (FTA) の主なメリットとして、①税体系が簡素化され、コンプライアンス費用が激減する。②これにより、同費用が上乗せされていた小売販売価格が大きく (1 説では約 20%) 下がり、国民の購買力が増す。③加えて、輸出競争力も増して米国に製造業が回帰することにより、大きな経済成長が見込める。④加えて、IRS の廃止自体も、巨額の歳出減となる。「選挙で選ばれていない官僚が、国民の給料に対し本人以上の権限を持つてはならない。」との Carter 議員のコメントは、本法案への賛否にかかわらず、正論との評価も高い。

②反対論

① FTA は、富裕層や大企業をもたらず一方で、中低所得層への税負担や零細小売事業者に多大な税務事務負担を強いる悪法である。②税抜ベースで約 30% という高税率負担でも、廃止する現行連邦税に見合う税収の確保は至難で、「税収中立 (revenue neutral)」は「絵に描いた餅」で、膨大な財政赤字を招く。③高税率負担のため、あらゆる課税特例を設けないなどの断固たる政治決断がないと、租税回避策がバツコシ、そうなる税収はさらに減り、財政赤字はさらに悪化する。④連邦の IRS と同様の職能を、諸州の税務当局に求めるのは「至難、ではないか、など。

いずれにしても、議会共和党が一丸になって、FTA (公正税法案) を支持しているわけではありません。連邦議会上院では、民主党が多数派を占め、FTA (公正税法案) を通過するのは容易ではありません。仮に議会を通過しても、バイデン大統領はすでに同法案への署名を拒否すると述べて

います。現時点では、成立の可能性はきわめて低いでしょう。とはいえ、来年の大統領選挙及び連邦議会選挙後に再び FTA (公正税法案) が提出され、誰が大統領になるかのよっては、連邦議会通過もまったくないとはいえません。国民の大半は、簡素な税制・税務行政を求めています。

**Q 連邦憲法は、所得課税は認めるが、連邦レベルでの大型消費課税を法認してはいないと思いませんか？**

— 確かに、万が一成立したとしても、連邦憲法修正 16 条は、所得課税は認めますが、連邦レベルでの大型消費課税を法認していません。当然、違憲訴訟が起こされるでしょう。連邦最高裁は、トランプ大統領の超保守的な裁判官の任命で、保守化しています。とはいえ、公正税法 (FTA) を合憲と判断するような劇的な変化を容認する可能性は低いのではないのでしょうか。公正税法 (FTA) に規定する有効期限内の連邦憲法改正も至難です。

**Q 現行税制に代えて、連邦レベルでの大型消費課税導入を提唱する納税者団体はあるのでしょうか？**

— あります。「公正税制を求めるアメリカ国民」(AFFT=Americans for Fair Taxation/fairtax.org) という納税者団体です。1994 年に設立されました。現在、80 万人を超える会員を擁しています。

AFFT は、連邦税法 (内国歳入法典 / IRC=Internal Revenue Code) 上、一定の範囲内でロビイング (政治広報活動) もでき、本来の事業が課税除外となる非営利公益団体 [IRC501 条 c 項 4 号上の団体] しての特典を受けています。しかし、明らかに共和党系の納税者運動団体です。

現在の AFFT 会長は、久しく税務弁護士として活躍してきた人物です。すべての国民や企業に申告納税を求め、納税者情報を国家機関が収集、それを使って納税者の「自由」を束縛・監視し、税務調査に膨大な国家財源を費消している現行の税制・税務行政の仕組みは容認できないとしています。制度疲労が限界に達していると見ています。思い切って、課税ベースを「所得」から「消費」で全面転換し、納税者ファースト

の自由・簡素・効率的な税制・税務行政が必要であると説いています。

2023 年 11 月 3 日の AFFT 会長メッセージからも、彼の考えが分かります。

2023 年 11 月 3 日  
公正税制で、あなたの機密情報の最適保護を！  
BEST PROTECTION FOR YOUR  
CONFIDENTIAL DATA-THE FAIRTAX  
公正税制を求めるアメリカ国民 (AFFT) 会長  
ステーブン・H・ヘイズ (Steven L.Haye)

◆はじめに

連邦課税庁である内国歳入庁 (IRS) は毎年、データブック (IRS Data Book) を発行しています。2022 年版のよると、IRS は、2 億 2 千万を超える個人からの納税申告書および 1,200 万を超える企業からの納税申告書の提出を受けています。

納税者は、納税申告書の記載された情報は機密にするとの前提で提出しています。申告書に記載して政府に提出するように求められる機密情報が、ネット上に暴かれる、あるいはなりすまし犯罪を得意とするさまざまなグループに売られると考えている人はほとんどいません。その結果、所得税申告書に記載を求められる社会保障番号、銀行口座その他個人情報、これら犯罪者にとっては極めて価値のあるものになります。

申告書に記載された機密情報の開示は連邦法上犯罪として処罰されます。この点について、法律は次のように定めています。

**【合衆国法典 7213 条【納税申告書および申告書情報の開示】a 項【納税申告書および申告書情報】1 号【連邦従業者その他の者】】**

合衆国の公務員もしくは従業者または 6103 条 n 項の定める者 [中略]、またはかつて公務員もしくは従業者であった者は、本条に認められた場合を除き、故意に (6103 条 b 項の定める) いかなる他の者の申告書または申告書情報を開示するのは違法である。本項違反で有罪になった場合には、その者を重罪として処罰し、訴訟費用の加え、5,000 ドル以下の罰金もしくは 5 年を超えない拘禁刑、または双方を併科する。有罪になり、刑罰を受ける合衆国の公務員または従業者は、免職または解雇される。

◆漏れた納税申告書

トランプ (前) 大統領の納税申告書は IRS から違法に入手され、2020 年 9 月のニューヨークタイムズに掲載されました。その記事では、トランプ氏はたった 750 ドルの連邦所得税を支払っただけと報じています。

2021 年に、ネットメディアであるプロパブリカ (ProPublica) は、IRS が 15 年間以上にわた

り漏らした数千人もの裕福なアメリカ人の納税者情報に基づく記事の連載を行っています。議会関係者やメディアの多くは、情報をリークした者を称賛し、違法性を軽視しています。リークされた情報では、裕福な者は公平な所得税負担をしていないとし、民主党左派のエリザベス・ウォーレン上院議員が進める富裕層攻撃に加担していました。

その後、情報漏洩者（リーカー）は、探し出され、正当な権限もなしに納税者情報を開示した罪を認める司法取引に応じました。

連邦司法省 (DOJ=Department of Justice) のプレスリリースの骨子は次のとおりです。

■連邦司法省 (DOJ) のプレスリリースの概要

- ①内国歳入庁 (IRS) の請負者、被告・チャールズ・リトルジョン、38歳、ワシントンD.C.在住、は、正当な権限なしに納税申告書情報を開示した罪で有罪を宣告された。
- ②裁判所の記録によると、被告は、政府業務の請負者としてIRSで働いている間に、高位政府高官（トランプ大統領）に関係する納税申告書情報を盗んだ。
- ③被告は、IRSのデバイスまたはシステムから大量のダウンロードまたはアップロードを防止または制御するために構築されたIRSプロトコルに侵入した。
- ④被告は、その後、納税申告書を複数の自己のデータ保存媒体へ移転・保存した。
- ⑤2020年7月から8月に、被告は、何千人もの国中の富裕な個人の納税申告書情報を盗み出した。
- ⑥2020年11月に、被告はネットメディアであるプロパブリカにこれらの納税申告書情報を開示し、プロパブリカはこれら窃盗情報を使って50を超える記事を公表した。
- ⑦被告は、違法な開示に関する証拠隠滅をはかるなどの捜査妨害をした。
- ⑧被告は、納税申告書および申告書情報の違法開示を理由とする罪を認めた。
- ⑨裁判所は、被告に、2024年1月29日に判決を下すことになっている。最大で5年の拘禁刑を受けるものと想定される。

◆むすび (概要)

アメリカ国民は、嫌疑者／被告・リトルジョンが逮捕され、処罰されることを歓迎しています。被告・リトルジョンが有罪であることは証拠からして明らかです。被告は、トランプ（前）大統領の納税申告書および他の富裕なアメリカ人の何千もの納税申告書を盗みました。しかし、どうして連邦司法省／検察 (DOJ) は、被告を、たった1つの罪で最大でも5年の拘禁刑だけで処罰しようとしているのでしょうか？

反トランプ派は、この2023年11月3日のAFFT会長メッセージに嫌悪するかも知れません。しかし、このメッセージは、課税庁 (IRS) が膨大な納税者情報を隠し持つことを法認する現行税制・税務行政の危うさをあぶり出しているのではないのでしょうか。

連邦所得税／直接税を中核とした現行税制・税務行政の仕組みをゼロベースで見直し・大改革をして、連邦レベルでの「給付つき連邦一般小売売上税法案」、「公正税法案 (FTA)」を導入すると、所得課税にかかる煩雑な「納税申告」が要らなくなります。また、税、つまり小売事業者からの預り金の賦課徴収事務は各州の税務当局にお願いすればよいわけです。連邦課税庁 (IRS) は要らなくなります。さらに、公正税法案 (FTA) では、各州の税務当局や小売事業者には、納税協力に対する報奨金をしっかり支払うことになっています。

この公正税法案 (FTA) に盛られた税制・税務行政のデザインでは、税務当局は、広範な納税者情報を隠し持つ意味もなくなります。連邦のIRS (内国歳入庁) を廃止できます。IRSがなくなれば、当然、IRS職員や契約従業者が納税申告情報を漏らすこともなくなるわけです。

まさに、大きな政府、データ専制国家にもつながるような納税者のプライバシー侵害は当り前の税務調査、多段階型付加価値税導入による連鎖的な事業者登録・ペポル式デジタル監視などは一切要らないわけです。

FTA (公正税法) は、「自由」、「簡素・効率」ファーストの税制・税務行政の実現を「教義」とする新自由主義 (リバタリアン) の発想です。所得税の申告納税制度を民主主義の権化とするような「信仰」、「マインドコントロール」を解くカギになるかも知れません。

FTA (公正税法) では、最終消費者が物やサービスを購入するときに担税者 (tax bearer) として税金を負担します。しかし、FTAでは、担税者がどれだけ豊かなのか、貧しいのかなどについて国家は一切アンタッチャブルになるわけです。確かに、「自由」は確保されるけれども、「垂直的公平」を正義 (justice) と見て課税する考え方は影が薄くなってしまいます。

富める者はますます富裕になり、貧困な者は、働いても貧しい層 (the working poor) から抜け出せない……。FTA (公正税法) は金持ち優遇でダメだと考える人がいると思います。やはり、公平な社会、民主主義を望む納税者は、所得課税



をベースとした申告納税制度に民主主義の価値や理想を求め、平等・公平を貫徹するには過酷な税務調査もときには必要だ、という人もいます。納税者権利憲章を制定すれば、人権をむしろむような過酷な税務調査にもストップをかけることができるという人もいます。そもそも民主主義的な「適正手続の確保」とは「非効率」な仕組みで人権を護るというルールだから、仕方がないという反論もあるでしょう。

一方で、税制・税務行政を簡素にすれば済むことで、こうしたプロセスは「非効率」そのものだという人もいます。血税を浪費し役人を多くし、廃止できる「非効率」な税制・税務行政を「民主主義」と崇拝するのは誤り、集团的ノイローゼ、マインドコントロールの悪しき例だという人もいます。

いずれにしろ、税制・税務行政に「シンプル・イズ・ザ・ベスト (Simply is the best)」の市民感覚を回復させることを優先しないとイケないことは明らかである。

ちなみに、マルクスは「存在は意識を決定する」といいます。あなたが、貧困層・中産階級ではなく、富裕層で新自由主義 (リバタリアン) だったらどうでしょうか？連邦レベルでの「給付つき連邦一般小売上税法案」、「公正税法案 (FTA)」に諸手を挙げて賛成するかもしれません。

## Q 公正税法案 (FTA) でわが国へのヒントがあれば教えてください。

アメリカには、わが国とは異なり、年末調整制度がありません。このため、所得のある個人はほぼ全員確定申告をしないとイケません。アメリカの場合は、所得税と給付 (還付) とをリンクさせた給付つき税額控除 (EITC=earned income tax credit) という非常に複雑な制度があります。EITC は、単純な「負の所得税 (negative income tax)」ではありません。実は、このEITC は、年々複雑になり、アメリカにおける個人所得税申告漏れの最大の原因になっています。アメリカは、わが国のような無償独占をベースとした税務専門職制度を置く規制大国とは異なります。全米には市民主導の大規模な税務支援の仕組みがあります。それでも、不適切申告の撲滅には程遠い常態です。

ちなみに、今般の連邦議会共和党の公正税法案 (FTA) は、単段階型の小売上税と、その小売

売上税の納付額とリンクしない単純な給付金支給とがパッケージとなったデザインです。複雑な EITC とは異なります。

給付つき税額控除は、わが国の民主党 (旧) が、自公から政権奪取後、国民背番号 (マイナンバー) の導入と抱き合わせで提案し、頓挫したのは周知のところ。その後政権に返り咲いた自公政権が、マイナンバーを導入、この国のデータ収容所列島化を推進、背番号の利用をエスカレートされたデータ監視国家へと変容するのを放置しています。市民主導の大規模な税務支援の仕組みがないところに、給付つき税額控除を導入したりすると、大混乱、大変な人権状況になります。税務相談停止命令制度などをつくる国です。役人は、「税務」を役人のお手伝いさんである税理士とて独占しようとはするけれども、市民・納税者とは共有しようとしません。国情です。こんなで給付つき税額控除を導入したら大変です。国民・納税者は横暴な税務調査・データ監視のなかで生き長らえる存在になります。

わが国では、国税当局への予算は毎年 1 兆円規模に達しています。この予算を使って増徴できる増差額は 1 兆円規模と見積られています。この現実を見る限りでは、政官癒着で、非効率なことをやっているようにしか見えません。「申告納税制度は納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという民主的な制度である。」という理念、はかすんできます。実際は「迷信、なのかも知れませんか？今一度疑ってみることも大事です。官主導の税制・税務行政にどっぷり浸かったわが国の申告納税制度は制度疲労を起こしているのではないのでしょうか。官のマインドコントロールから脱して、アメリカ連邦議会共和党の公正税法案 (FTA) のような大胆な発想転換、議員立法による抜本的な税制・税務行政改革が要るように思います。

岸田政権は、「物価高を超える所得税減税」、「所得税と住民税の定額減税／低所得者世帯への給付金支給」を唱えます。しかし評判はいまいちです。民主党やリベラル勢力もただ批判するだけ、対案があっても中身は五十歩百歩です。アメリカ税制で広く導入されている「物価スライド税制／タックスインデクセーション」を提案すべきです。インフレは失政で、国民・納税者には責任のないことです。物価高を超えなくともよいから、毎年インフレ分を税制に自動的にスライドさせる調整の仕組みを所得税に入れないとイケません。

政党が選挙を意識していろいろな花火を打ち上

げるのも結構です。しかし発想が貧困なのです。抜本的な税制・税務行政改革には時間が要ることを理解しないとイケません。何事も執念がないと成就できません。イベントごとに咽喉越しのいいことを言っても仕方がないのです。

アメリカ連邦議会共和党の「給付つき連邦一般小売売上税法案」ないし「公正税法案 (FTA)」は、所得課税を全面的に廃止することでムダな納税申告・税務調査をなくすデザインです。「自由」・「簡素」・「効率」・「減税」を全面に打ち出した実に大胆な税制・税務行政改革モデルです。賛否があるのは当然です。

わが国では、所得課税に加え、消費課税でも、迷路のように複雑になっています。国民・納税者が理解できないような税制・税務行政改革に真剣に取り組もうという政党や政治家は極めて少ないわけです。議員は官に依存し、政治は劣化する一方です。わが国でも、課税ベースを絞り税制・税務行政を簡素化するアメリカ議会共和党の改革モデルのような議員立法が必要だと思えます。官主導の税制・税務行政に風穴をあけないといけませ

ん。国粹主義万歳・日本超ファーストの日本保守党、あるいは減税日本あたりが「売り！」の1つにしてみるのも一案です。アメリカファーストの連邦議会共和党筋からは、「君らだけにはパくられたくない！」とクレームが出るかも知れませんが・・・。

#### 【参考文献】

- Donald J. Marples, `Consumption Taxes: An Overview`、(Updated January 24, 2023) CRS.
- Erica York, Garrett Watson, `Fair Tax FAQ`、(Jan.25,2023) Tax Foundation
- Kimberly Amadeo, `Fair Tax Plan: Pros, Cons, and Effects`、The balance (Updated on March 31,2023)
- Mayo, `Will the Inflation Reduction Act Increase IRS Tax Audits?`、Forbes.com, 8/12/2022;
- Taylor, `Is an Army of New IRS Agents Coming for Your Tax Dollars?`、Kiplinger.com, 8/29/2022.

## アナウンスメント

# PIJ は、権威主義、国粹主義・復古主義とは組しない！

23年11月半ばの金曜日夕刻に、都内六本木にあるサントリーホールに出かけた。来日したウィーンフィルのコンサートを聴くためだ。公演は、サン・サーンスのピアノ協奏曲第2番とブラームスの交響曲第1番であった。ウィーンフィルは来日すると、どちらかという、軽いポルカが多かった。いつも、しっかりした曲を聴きたいと願っていた。今回は、重みのあるブラームスが聴けた。ポルカはおまけ、アンコールで2曲サービスした。おかげで、コロナ禍終息後のリラックスしたひと時を満喫することができた。

指揮者は、旧ソビエト、北オセチア出身の御仁。サンクスペトロブルク音楽院で学んだ。モスクワのポリショイ歌劇場の音楽監督兼首席指揮者を務めたりして、久しくロシア中心の活動をしていた。だが、ウクライナ侵攻に反対し22年3月にロシアでの活動に終止符を打ち、西欧に活動の場を移した。ピアニストは、中国出身者だが、活動の場を西欧に傾斜させている若手。

自由を謳歌したい音楽家や芸術家、研究者は、権

威主義に好意を寄せる人は少ないのではないかと権威主義政体を好まない人たちが日本で公演できている。このことは、裏返せば、日本は、まだまだ自由を謳歌できる政治体制であるのかも知れない。

最近、日本では、国粹主義・復古主義カラーが濃厚な政党の旗揚げが続く。北欧諸国で右派の政治勢力が大きく躍進している影響もあるのかも知れない。とりわけ、これらの国々では、移民・難民の急増、他国支援で、選挙民が、自分らの生活が脅かされかないという危機感を憶えている。排外主義、自国ファースト意識の高まりが背景にあるのは確かだ。

PIJは、超党派のNGOである。会員はどの政党を支持しようと自由である。誰も最後のユートピア、デストピアを求めて藻掻く（もがく）人を止めることはできない。

PIJは、権威主義や国粹主義、復古主義などと組することはない。プライバシーファースト、自由と西欧型民主主義ファーストの方針は不変である。

PIJ代表 石村 耕治

# ライドシェア解禁に伴う税と社会保障の課題 (上)

## — スマホアプリ必須のライドシェアサービスとワーカー課税 —

### 官製経済と新自由主義経済とのはざまの政策課題

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

#### 《コンテンツ》

##### ◎はじめに

#### I スマホアプリ必須のライドシェアサービス解禁をめぐる論点整理

- 1 規制大国のタクシー業界に押し寄せるDXの荒波
- 2 スマホアプリ必須のライドシェアをめぐる主要な課題
- 3 新たなスマホアプリ必須の働き方の特徴
- 4 スマホアプリ必須の「ライドシェア」(クルマ相乗り) ビジネスモデル

#### II 各国のライドシェアサービスの現状

- 1 アメリカのスマホアプリ必須のライドシェアサービスの現状
- 2 ウーバー社のスマホアプリ必須のライドシェアサービスの特徴
  - ①ウーバー社の社史
  - ②ウーバー社の「ライドシェア」ビジネスの特徴
- 3 わが国のライドシェア(相乗り)サービスの現状
  - ①白タク行為禁止の特例のポイント
    - ①実施主体
    - ②運転者の要件
  - ②実例
  - ③現行の白タク行為禁止の「特例」とスマホアプリ必須のライドシェアとの差別化

#### 4 イギリスのライドシェアサービスビジネスにかかる政府規制の動向

#### III 米英比較：ウーバーアプリで働くワーカーは従業者か個人事業者か？

##### 1 アメリカの動向

- ①アメリカ加州ギグワーカー保護法 (AB5)
- ②加州最高裁ダイナメックス判決とは
- ③加州 AB5 で改善されたギグワーカーの労働環境
- ④ AB2257 / 2020年9月4日のギグワーカー保護法適用除外拡大法
- ⑤加州住民投票プロップ22でAB5は白紙に～政治を操り、やりたい放題のウーバー
- ⑥はじまったプロップ22をめぐる法廷闘争～加州裁判所の判断は先行き不透明

##### 2 イギリスの動向

- ①イギリスでのギグワーカーの労働環境改善をめぐる闘い
- ②イギリスの最高裁、「ギグワーカーは労働者」の判決 (以上116号)

#### IV 労働者分類、社会保障と税 (以下117号)

- 1 労働者分類：ギグワーカーの所在
- 2 ギグワーカーと社会保障
- 3 ギグワーカーと税

##### ◎むすびにかえて

～ライドシェアは解禁されるべきか？

##### ◎はじめに

一般のドライバーが自用车(自家用車)を使って、オンデマンド(単発)、有料で人を運ぶ「ライドシェア(ride share)」(日本語では「相乗り」サービス)が、アメリカやイギリス、中国をはじめとして海外では、さまざまなモデルで普及して

きている。

一方、わが国では、ライドシェアは、「白タク」にあたるとして、原則として法律(道路運送法78条)で禁止されている。

23年9月7日、菅義偉前総理大臣は、仙台市で開かれた観光をテーマにした講演会で「ライドシェア」の解禁に踏み込んだ。別の日、札幌市で

の講演会で、元環境大臣の小泉進次郎議員も解禁に言及した。

小泉議員いわく「タクシー不足が深刻化している。タクシー運転手を供給することを阻害する規制が全国の3つの大都市でいまだに存在している。『タクシーかライドシェアか』という対立を乗り越えて、利用者が選べる社会を作らないといけない」と。

10月20日に召集された第212回臨時国会で、同月23日の衆院本会議で、岸田首相がライドシェア導入検討開始を表明し、解禁の流れは加速している。

一方で、普通自動車第二種免許を持たない者が有償で人を運送するのは安全面での懸念は残り、タクシー業界の既得権益をむしばみ、お役人様が正しく導いてきた秩序を乱す、と指摘する声も強い。

ただ、安全規制を隠れ蓑にして、いたずらに政府規制を強化し、新たなサービスの芽を摘むことは厳に慎まないといけない。とりわけ、役人に過度に依存する役所社会主義を脱することは大事である。民規制・自主規制を柱とした市場主義を尊重したうえで、労働者の保護と消費者ファーストの視点が求められるのではないか。

## I スマホアプリ必須のライドシェアサービス解禁をめぐる論点整理

### 1 規制大国のタクシー業界に押し寄せるDXの荒波

わが国のタクシー会社には厳しいドライバー（運転手）管理、車両管理などが義務付けられている。タクシードライバーは2種免許が必須で、しかも、とりわけ運賃メーターの管理は厳格である。改造できないよう物理的に封印封緘（ふうかん）までする。運転手のマナー向上をモットーに「タクシーセンター」を設け、乗客（ユーザー）からクレーム（苦情）を受け付ける。クレームの多いドライバーやタクシー会社には役所から厳しい行政指導が入る。タクシーは「有償独占」業務で、白タクは禁止である。日本のタクシーの品質管理（QC）は、こうした官民規制、民規制、自主規制といったあらゆる「規制」、「リアルの監視手法」を総動員し、莫大なコストをかけて、維持されてきた。しかし、今まさに役所社会主義の権化のような官主導のタクシービジネスモデルが音を立てて崩れつつある。

原因は、深刻なドライバー（運転手）不足である。そして、ドライバー不足の解消は、スマホアプリ

必須のライドシェア・ビジネスモデルに頼らざるを得なくなってきたからである。言いかえると、役所主導の「箸の上げ下げまでリアル監視」するようなビジネスモデルでは、ドライバー不足解消は至難。ドライバー不足解消には、インターネット、ICT（情報通信技術）、スマートフォン（スマホ）といった押し寄せるデジタル化（DX）の荒波をうまく乗りこなす必要が出てきたからである。

いまや、ドライバー側もユーザー側も、スマホで、移動距離、移動ルート、移動時間などを正確に把握できる。また、スマホで、ドライバーとユーザーの相互評価、モニターも容易にできる。これで、目付なしでもドライバーとユーザーのマナーも良くなる。分かりやすく言えば、これまでの役人主導のリアル監視は、デジタル監視でおおむね代替できるということだ。

タクシー車両は特別な車両だ。個人タクシーは一般車を「改造」して使っている。改造とは言うものの、一番のポイントは、料金メーターをつけ、自動ドアにすることだ。しかし、メーター付きの「専用車両」は、スマホアプリを活用することで代替できる。つまり、ICT技術の発達で、料金メーターはGPS装着のスマホで十分である。自動ドアは要らなくなれば、自家用車で有償の相乗りサービスを解禁することに支障はない。また、ドライバー不足が深刻だというのであれば、ドライバーも専業である必要がない。現実的な対応をしないといけないというのであれば、他に仕事を持つ人が、副業としてドライバーになることを法認するしかない。ICT技術の発達で、不要な岩盤規制だらけで、役人がバッコする「規制大国・ニッポン」の化けの皮がはがれてきている。

最高裁判所は、2023年10月25日に、戸籍上の性別を正式に変更する国民に、生殖能力を失わせる手術を受けることを義務づけるのは違憲だとする決定を下した。最高裁の決定は当たり前だ。問題は、こんな人権侵害の手術が、最高裁の決定がないと廃止もできないのがわが国の現状だ。まさに、「名ばかり文化国家」ではないか。この国の立法府は何をしていたのであろうか。

税理士でない人が、無償（ボランティア）、人助いで、確定申告書の作成を手伝う、税金について助け合いの精神で学び合うのは税理士法違反だという。やめろと注意してもやめないと、場合によってはお縄を頂戴するという。このトラップ（仕掛け／税務相談停止命令制度）も役所社会主義の発想そのものではないか。およそ自由主義国家の

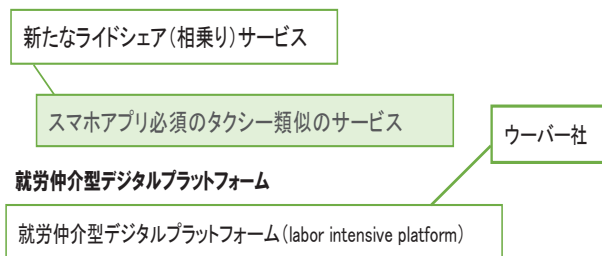
発想ではない。税金の確定申告書の誤りがあったとしても、それで人が死ぬわけではない。医療行為のように人間の生命に関係し、強力な政府規制を必要とするサービスとはわけが違う。

政府規制で専門職（仕事）をつくり、役所がその仕事人を護衛するために政府規制を強化するというのは誤った政策の典型だ。むしろ、政府規制を緩和することで市場競争を促進し、経済的効率を改善し、納税者／消費者／国民の利益の増大を図るのが正道である。タクシー業／運転者、税理士業／税理士など政府規制でつくられた仕事を、進歩に背を向け岩盤規制で庇護する姿勢では、しっぺかえしを受ける。いずれ、生成 AI をはじめとした押し寄せるデジタル化（DX）の荒波に呑み込まれてしまうのではないか。税制を徹底的に簡素化し、税務のデジタル化（DX）を急ぎ、一般の納税者／国民は、税理士なしでも納税申告ができるようにしないとイケない。税理士は、納税の義務を支援する存在ではなく、納税者の権利行使を支援する存在で生き残るべきである。そのためには、〴〵とこい DX をモットーに、リスキング（学び直し）に努め、デジタルデバイド（情報技術格差）問題を克服しないとイケない。

ライドシェア解禁の是非の判断にあたっては、「白タク行為摘発」の強化、岩盤規制万歳ではなく、「消費者／国民の利益ファースト」の視点が求められる。

## 2 スマホアプリ必須のライドシェアをめぐる主要な課題

現在検討されている「ライドシェア」は、従来の相乗りサービスとは一味違うビジネスモデルである。端的な特徴は、さまざまな先端技術、ICT を活用して相乗りサービスを提供するモデルである。もっとわかりやすくいえば、「スマホアプリ必須のタクシー類似のサービス」といえる。



「スマホは電磁波で体に悪い」といった信仰の人もある。こうした人には縁のない相乗りサービス

スである。こうした信仰を大事にしたい人には、既存のタクシーを活用できる。

スマホアプリ必須のライドシェアビジネスモデルにかかる新たなさまざまな政策上の課題がある。おおまかに重要な課題をあげてみると、次のとおりである。

【表 1】スマホアプリ必須のライドシェアをめぐる主要な課題

- ①利用者の安全性／透明性確保～官民規制か、国民規制か、自主規制かの選択
- ②就労者（ドライバー）の労働法保障・社会保障、
- ③就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF 企業）アプリを活用した雇用類似の働き方（雇用なき働き方）、労働者分類、課税
- ④公正な市場競争、
- ⑤就労者の納税協力や PF 企業の適正な負担

## 3 新たなスマホアプリ必須の働き方の特徴

新たなスマホアプリ必須の働き方が注目を浴びている。こうした働き方をする人たちの特徴をアバウトにあげると、次のとおりである。

【表 2】新たなスマホアプリ必須の働き方の特徴

- ①自用车（乗用車／自転車／バイクなど）とスマートフォン（スマホ）アプリが必須
- ②就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF 企業）から就労情報を得る
- ③現実空間（リアルスペース）で、ライドシェア（相乗り）やフードデリバリー（食事宅配）などのサービスの提供者（相乗りドライバー／宅配ドライバー）として働く
- ④「雇用類似の働き方」、あるいは「雇用なき働き方」をする人たちで、労働者分類（worker classification）上は、「従業者／被用者（employee）」か、「自営業者／一人親方（self-employed / independent constructor）」かである。
- ⑤所得税上の所得分類（types of income）では、給与所得か、事業性の所得（事業か業務に係る雑所得）に該当する。
- ⑥消費税上の選択：課税事業者か、免税事業者か

後に詳しくふれるように、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（PF 企業）アプリを活用した雇用類似の働き方（雇用なき働き方）をする人たちについては、労働者分類（worker classification）、社会保障や課税面でも、大きな問題を抱えている。

こうした働き方／ビジネスモデルは、デジタル

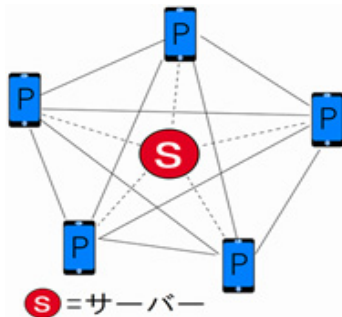
デバインド（情報技術格差）に悩む世代や終身雇用（life time employment）に慣れ親しんできた世代には、理解が至難である。一方で、生まれながらにしてインターネットやスマホに接してきた「スマホネイティブ」、「デジタルネイティブ」や、「転職当り前の人たち」には比較的受け入れやすい。こうした働き方モデルは、シェアリングエコノミー、新自由主義の考え方をベースとしたものである。

**【表3】サイバー介在型 P2P 型ライドシェアサービスアプリプラットフォーム**

《「シェアリングエコノミー」とは》

個人などから提供される物やサービス（役務）を一時的に利用し合う経済を指す。シェアリングエコノミーでは、デジタルプラットフォーム IT 企業（PT 企業）が、インターネット上にサーバー（ハブ）介在型 P2P 型シェアリングサービスアプリのプラットフォームを構築し、オンデマンド（単発）で、空部屋のような物\*やクルマの相乗りや食事の宅配のようなサービス（役務）を仲介するピア・ツー・ピア（peer-to-peer / P2P）またはカスタマー・ツー・カスタマー（customer-to-customer / C2C）ビジネスを展開するモデルである。

**■サーバー介在型 P2P 型ライドシェアサービスアプリのプラットフォーム**



\*わが国では、住宅宿泊事業法として整備された「民泊」がある（2018年6月15日施行）

就労仲介型デジタル PT 企業の開発したアプリやスマホを使ったライドシェア（相乗り）やフードデリバリー（食事宅配）は、アメリカに端を発する働き方／ビジネスモデルである。しかし、いまやグローバルな広がりを見せている。

\*ちなみに、「ライドシェア」の他に、「カーシェア（car share）」という言葉がある。「カーシェア」とは、自家用車を他者に有償で賃貸する行為を指す。ライドシェアのユーザー（利用者）が自らは運転しないが、カーシェアのユーザー（利用者）は自らが運転する必要がある。

こうした新たな働き方／ビジネスモデルには、当然、「光」と「陰」がある。ピンポイントで、問題点を点検してみる。

**4 スマホアプリ必須の「ライドシェア（クルマ相乗り）」ビジネスモデル**

わが国の従来からあるタクシーの仕組みでは、車両数・乗車料金・安全などの面で行政（役人）が全面的に仕切る形の「官民規制」の仕組み。これに対して、スマホアプリ必須のライドシェア（クルマの相乗り）ビジネスモデルは、「民民規制」、「自主規制」を重視する仕組み。

**①スマホアプリ必須の「ライドシェア（ride share / クルマ相乗り）」とは、**

通例、「ライドシェア／相乗り」といえば、<sup>①</sup>無償、<sup>②</sup>のボランティアのイメージである。しかし、ライドシェア・ビジネスモデルでは、サービス提供が<sup>③</sup>有償、か<sup>④</sup>無償、かを問わない。

**②スマホアプリ必須の「ライドシェア」ビジネスの特徴**

従来型の消費者向けビジネス（B2C）ではなく、余剰の資源（resource）とそれに対する需要（needs）とをつなぐ「ピア・ツー・ピア（peer to peer / P2P）」の考え方をベースとする。そして、ネット上ではなく、現実空間（real space）で有用なサービス提供を積極的に展開するビジネスモデルである。ライドシェアビジネスは、各国のタクシー業界のような既存のビジネスモデルに破壊的創造（disruptive creation）のようなインパクトを与えている。

加えて、労働法制や社会保障法制に対しても大きなインパクトを与えている。各国では、ウーバー社の就労仲介型デジタルプラットフォームを使って、オンデマンド（単発）で働く「ギグワーカー」、「フリーランサー」が、「従業者（employee）」なのか、「個人事業主／一人親方（self-employed）」なのかで、争いが続いている。

**II 各国のライドシェアサービスとその規制**

各国におけるライドシェア規制は、一般に、国（連邦）よりは、都市（地方団体）レベルで実施されている。いくつかの例をあげると、次頁【表4】のとおり<sup>1</sup>。

【表 4】世界主要国でのライドシェアサービス規制の動向

国別(○・×)	ライドシェア規制の特徴
アメリカ (○)	≪州または都市レベルで対応≫ ・州によっては、ライドシェア企業をタクシー会社とは異なるTNC (Transportation Network Company /交通網会社) として規制してきた。 ・首都ワシントンD.C.では、2014年にハイヤー車刷新法 (Vehicle-for-Hire Innovation Act of 2014) を制定、「個人ハイヤー車 (private vehicle-for-hire)」という輸送形態を創設し、ライドシェアを法認。 ≪ライドシェアドライバー：普通免許でOK≫ ≪車両：自家用車でOK≫ ＊カリフォルニア州の例について、詳細は後述
イギリス (○)	≪都市レベルで対応≫ ・イングランド (+ウエールズ) では、運転免許制度を、従来のタクシー運転免許 (ブラックキャブ用) に加え、あらたに個人ハイヤー車 (PHV) 運転免許 (ミニキャブ用) を新設。 ・ロンドンにおいては、同市の個人ハイヤー車条例 (Private Hire Vehicles (London) Act 1998) などを改正し、予約制の有償のライドシェアサービスを法認。 ≪ライドシェアドライバー：タクシー運転免許または PHV 免許が必要≫ ≪車両：自家用車 OK (ただし、PHV 車両登録が必要≫
カナダ (○)	≪州または都市レベルで対応≫ ≪ライドシェアドライバー：普通免許でOK≫ ≪車両：自家用車でOK≫

オーストラリア (○)	≪州または都市レベルで対応≫ ≪ライドシェアドライバー：ライドシェア用免許が必要≫ ≪車両：自家用車でOK≫
中国 (○)	≪国レベルで対応≫ 2016年に新法を制定し、ライドシェアサービスを法認 ≪ライドシェアドライバー：ライドシェア用免許が必要≫ ≪車両：自家用車でOK≫
フランス (×)	≪国レベルで対応≫ ・2014年に、ウーバー社のライドシェアサービスに対し公正取引機関 (DGCCRF) が調査を開始し、不正取引慣行を理由にウーバー社に罰金命令や営業停止命令が下る。 ・2015年以降、ウーバー社や同社の幹部は複数の民事・刑事裁判の有罪となっている <sup>2</sup> 。
ドイツ (×)	≪国レベルで対応≫ タクシー協会がウーバー独社やドライバーを相手に訴訟を提起。2015年にフランクフルト裁判所が、ウーバー独社は、ドライバーに強制交通事故保険への加入やタクシー免許なしに営業をさせていること理由に「旅客輸送法 (PBefG=Personenbeförderungsgesetz)」に違反するとして、ドライバーに罰金命令、加えてウーバー独社にドイツ全土での営業差止命令処分。行政裁判所はこの処分を合法と判断 <sup>3</sup>

<sup>1</sup>【参考文献】Ridesharing services in the U.S. – statistics & facts (as of Dec. 2023) ;

Transport for London, Private Hire Vehicle Driver’s Handbook: Safety, equality and regulatory information for London private hire vehicle drivers (September 2021) ;

The French government’s regulation of the ride-sharing industry (Oct., 2022) ;

Public privileges for car sharing enshrined in German Law (May, 2017) .

<sup>2</sup> フランスでは、ライドシェアは非営利目的/無償のものに限ると定義するとともに、法令上、アプリを使うPF企業と、一般の事業者とを区別している。また、フランスのパリ市には、タクシー以外にハイヤーの資格制度「VTC = Voitures de Tourisme avecChauffeur」がある。ハイヤーの資格制度の範囲内では有償のライドシェアは許されるが、この範囲を超えることは禁止される。当初、ウーバーフランス社 (ウーバー仏社) は、このVTC資格制度にそって事業を展開していた。ところが、2014年2月から、「UberPOP」(アメリカの「UberX」にあたる) のメニューを導入し、ハイヤー資格のない一般の運転者・自家用車による有償のライドシェア事業を開始した。このことが原因で、タクシー運転手は抗議運動に打って出た。タクシー運転手によるウーバー仏社への対規模な抗議やウーバー仏社幹部の逮捕起訴もあり、国は、2015年1月に有料のライドシェアサービスを法律で禁止した。2015年6月25日のタクシー運転手らによる抗議運動では、2,800人あまりが参加し、30か所以上の道路を封鎖し、車に放火する事件にまでエスカレートした。2015年7月に、ウーバー仏社は、ライドシェアサービス 禁止法は違憲であるとして裁判を起こした。同時に、同社は、裁判の結果が出るまで、UberPOPアプリを使った一般の運転者・自家用車による有料のライドシェアサービスを停止した。2015年9月22日に、憲法評議会 (Conseil Constitutionnel) は、UberPOPアプリを使った一般の運転者・自家用車による有料のライドシェアサービスは、ドライバーを従業者として保護せずに、請負契約者として社会保険もない常態におくことになるから、これを禁止する法律は合憲、との判断をくだし、今日にいたっている。

## 1 アメリカのスマホアプリ必須のライドシェアサービスの現状

今日、アメリカでは、既存の「タクシー」と有償の「ライドシェア（相乗りサービス）」（スマホアプリ必須のタクシー類似のサービス）とが競合する形になっている。

政府規制は、連邦ではなく、州または自治体が行っている。規制の仕方は、統治団体により大きく異なる。アバウトに言えば、その特徴は、次のとおりである。

**【表5】アメリカのタクシーとスマホアプリ必須のタクシー類似の新サービスの特徴**

	スマホアプリ必須のライドシェア	従来のタクシー
運転者取分	自家用	営業用
運転者	普通免許	一般に普通免許
運転者評価	あり	あり
乗客評価	あり	なし
料金	乗車前に確定／現金授受なし。変動料金制（ダイナミックプライシング）あり	降車時の確定／現金授受あり。変動料金制（ダイナミックプライシング）なし
対価	料金+チップ（心遣い）	料金+チップ（心遣い）
運転者取分	売上の80～85%	売上の85%
規制	車両数・料金・安全規制は、原則として、民規規制か自主規制	車両数・料金・安全規制は、原則として、官民規制

## 2 ウーバー社のスマホアプリ必須のライドシェアサービスの特徴

アメリカにおける「ライドシェア」市場では、ウーバー社（Uber Technologies Inc.／本社：アメリカ・カリフォルニア州サンフランシスコ）が提供する自動車配車アプリ、ライドシェアアプリが有名である。

アメリカでは、ウーバー社のほかに、リフト社（Lyft）など複数のライドシェアサービスアプリを開発・提供するプラットフォーム企業がある。

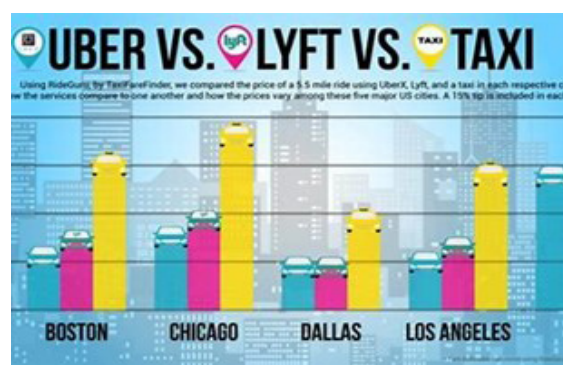
### ①ウーバー社の社史

ウーバー社は、2009年に、トラヴィス・カラニック（Travis Kalanick）とギャレット・キャンプ（Garrett Camp）により、サンフランシスコで起業された。当初、UberCab と名乗っていたが、翌2010年6月にアプリをリリース、10月に現社名に変更した。

未上場。世界32カ国、900を超える都市で事業展開をしている。なお、このテクノロジーを使った当社のビジネスは人の移動サービスだけでなくフードデリバリー（食事宅配／Uber Eats）、電気自動車（EV）や電動スクーターのレンタルなどの分野にも事業を拡大している。

わが国では、2013年に9月に日本法人「Uber Japan 株式会社」が第2種旅行業者として登録、東京などでタクシーの配車サービスを提供している。2015年2月には、福岡市で、データ収集と銘打って、諸外国と同様に一般人が自家用車で運送サービスを行う「みんなのUber」の試行を始めた。しかし、試行後ただちに国土交通省から「自家用車による運送サービスは白タク行為にあたる」として待たされた。このため同年3月、データ収集目的は終了としてサービスを中止した。

その後、ウーバー社は、「日本ではライドシェア事業は展開しない旨を宣言した。そのうえで、2018年からタクシー業界とタイアップする路線に転換した。現在、わが国でのウーバー社のサービスは、同社のアプリを使う「タクシー配車「ウーバータクシー」」が柱である。



(Public use)

\*アメリカ主要都市 [ボストン・シカゴ・ダラス・ロスアンゼルス] での、ウーバー社、リフト社、タクシーの利用割合イメージ

ウーバー社は、各国に子会社などを設立して進出、グローバルなライドシェア市場を支配している。

<sup>3</sup> ドイツでは非営利のライドシェアについて、旅客運送法は「無償または運転に伴うランニングコストをカバーするだけの支払いにとどまる限り、この法律は適用されない。」としている。言いかえると、サービスへの対価支払を前提とする有償のライドシェア「UberPOP」は違法となる。有償のライドシェアを禁止した行政処分が行政裁判所で争われ、処分は合法とされている。



## ②ウーバー社のスマホアプリ必須の「ライドシェア」ビジネスモデルの特徴

### 《ウーバー社のスマホアプリ必須のライドシェア・ビジネスモデルとは》

ウーバー社のライドシェア／ビジネスモデルでは、GPS 機能を持ったスマホを利用して、P2P (Peer to Peer) プラットフォーム上で、特定の時刻、特定の場所への移動ニーズを持つ個人（ユーザー）とそのサービスを提供できる個人（ドライバー）とをリアルタイムで結びつける。

利用できるウーバー社のサービスは国や地域によって異なる。メニューには、高級車（BLACK）、一般の自家用車（uberX、uberPOP）、相乗り割り勘サービス（uberPOOL）などがある。

タクシーやハイヤーの免許証をもつドライバーも排除しないが、一般の免許証を持つドライバーが自家用車を使ってサービスを提供するケースが中核を占める。

### 《ユーザー（利用者）登録》

ユーザー（利用者）は、ウーバー社のアプリを無料でダウンロードできる。ユーザー（利用者）は、ネット上に構築されたウーバー社のライドシェアプラットフォームの利用にあたっては事前に、名前、メールアドレス、携帯電話番号、クレジットカード番号などの登録を求められる。つまり、ウーバー社のサーバー（ハブ）に「ユーザー（利用者）」の個人情報が蓄積される仕組みである。

### 《顕名のシェアライドサービスの利用手続》

ユーザー（利用者）がクルマを呼びたいとする。この場合、まず、目的地を入力してスマホに示される地図上で乗車位置を示す。そうすると、それに対応できるドライバーの名前、顔写真、車種、レビューランキング等が示される。見積もり料金、到着予定時間や乗車予定地に向かっている自動車の位置がわかるので透明性が高い。ユーザーとドライバーの双方が持つ相手方の情報を共用したうえで、乗車予定位置でお互いを確認することになる。このため信頼性もある。タクシーのようにストレンジャー（見知らぬ乗客）を拾う関係にはない。地図上の乗車位置でうまく会えない、ミスマッチが生じたとする。この場合には、スマホで電話またはメッセージを送信して確認することも可能である。

### 《透明性の確保》

乗車後、GPS 機能によって、利用者のアプリに、リアルタイムで移動経路情報が表示される。このことから、正しく目的地に向かっているのかを的確に確認できる。

目的地に到着すると、距離等に応じて計算された料金が直ちにオンラインでユーザーのクレジットカード（クレカ）ないし電子マネーから引き落とされる。そのうえで、領収書（インボイス）\*がメールで送信されるとともに、サービス対価としてその一定割合がドライバーに支払われる。

アプリ上の自動決済となるため、ドライバーとユーザーとの間で料金交渉や現金の授受、カードの提示などは一切必要がない。現金強奪目的での乗車は想定外。

欧米ではチップ支払の慣習がある。チップについても、利用者のスマホに表示されたタッチパネル画面（クレカ／電子マネー）から引き落としができる。

\*ちなみに、アメリカでは連邦レベルでの消費税（VAT／GST）は導入されていない。しかし、イギリスなどでは国レベルでの消費税（VAT／GST）が導入されている。領収書（インボイス）のメール送信では、ライドシェアサービスの利用者が消費税の課税事業者であり、事業者登録番号入りの領収書（インボイス）が必要なことも多い。ギグワーク、セカンドジョブ（サイドワーク）でライドシェアサービスを提供する者も、事業者登録・消費税の納税申告が必要になる。

### 《料金システム》

高級車（BLACK）による送迎サービスの料金は高めに設定されている。しかし、一般の自家用車のライドシェアの料金は、タクシーよりも安価である。ユーザーは、タクシーか、ライドシェア（BLACK、uberPOP）かの形で、サービスの選択が可能になる。

ライドシェア料金は、弾力的に変動する料金設定（ダイナミックプライシング）となっている。つまり、今般ホテル需給が逼迫すると宿泊料が上昇するのと同様の仕組みを採り入れている。

加えて、アプリは国際標準を採用し、どこでも使える。スマホの翻訳アプリを使った多言語対応も可能である。このため、海外において言葉の問題や外国通貨の煩わしさが少ない。初めて訪れた地理不案内な場所での移動の不安が解消される。

### 《安全性の確保》

安全性に関しては、PT企業（ウーバー社）が、ドライバーの事故歴、犯罪歴の調査、利用車両の使用年限など、ドライバーの登録時に「身体検査」を実施している。また、ユーザーによるドライバーのレビュー歴も参照できる。これにより、悪質なドライバーを排除できる仕組みになっていく。

このレビューは、ドライバーだけでなくユーザーについても双方向で行われ、悪質なユーザーの排除、ユーザーの乗車マナーの向上に資する。

また、料金決済はPF企業（ウーバー社）に委ねられている。このため、利用者から、ドライバーが遠回り運転をしたような場合のクレームがあれば、データを確認して料金が返還される。加えて、ユーザーの乗逃げ防止など、取引の安全が確保されている。

### 《サービスの匿名利用か顕名利用か》

ウーバー社のライドシェア・ビジネスモデルは、いっけんタクシーと同じで匿名で乗降できるよう

に見える。しかし、実際には、ユーザーの乗車履歴やドライバーの運転履歴などが追跡・検証可能なデータとしてウーバー社（PF企業）のサーバー（ハブ）に蓄積されている。

ハイテク監視は、不正行為を抑制し、信頼につながるのを見方もある。しかし、ハイテク監視は「諸刃の剣」である。なぜならば、ウーバー社のサーバーに、個人情報、位置情報、時間情報など蓄積は、適切な規制がなされないと、蓄積データの目的外利用や濫用にもつながりかねないからである。

ドライバーやユーザーのプライバシー侵害保護には、①官民規制、②民規規制（業界規制）、③自主規制（PT企業規制）の選択が考えられる。

### 3 わが国のライドシェア（相乗り）サービスの現状

わが国では、有償のライドシェア（相乗り）は、「白タク」にあたり、「原則として」法律（道路運送法78条）で禁止されている。

原則ということであることから「特例」がある。2006年の道路運送法改正で創設された「交通空白地有償運送」（+「福祉有償運送」）という特例制度である。

#### 《交通空白地有償運送とは》

適格運転者が、自家用車を有償サービスに提供できる場所は、過疎地域で、既得権者が了承した地域に限定される（国土交通省自動車局旅客課「自家用有償旅客運送ハンドブック」001374819.pdf（mlit.go.jp）参照）

#### ①白タク行為禁止の「特例」のポイント

「交通空白地有償運送」(+「福祉有償運送」)

路線バスなど公共交通機関の維持が難しい交通空白地で、住民に公共交通機関に代わる移動手段としてOK

シェアライド計画の実施主体(NPO など)を立ち上げ、利用料金を地域公共交通会議、運営協議会などで協議をし、地元のバスやタクシー事業者(既得権者)の了承が必要

シェアライド利用料は、国交省の通達により、タクシー運賃のおおむね半額(2分の1)に設定

#### ①実施主体

市町村・NPO法人・一般社団法人又は一般財団法人・(地方自治法に規定する)認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会・営利を目的としない法人格を有しない社団

#### ②運転者の要件

「2種運転免許保有」する者、または「1種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習を受講した者

#### ②事例

京都府京丹後市の民間非営利団体(NPO)「気張る!ふるさと丹後町」が2016年に始めた自家用車を用いた地元住民の有償送迎。住民や観光客がウーバー社の配車アプリを指定区域内で利用可

株式会社は参入できない。NPOなどの非営利団体に限定される。料金に関しても、国交省の通達により、タクシー運賃のおおむね半額(2分の1)に設定することになっている。このことから、現行制度のもとでは、持続可能なサービス提供をするのは至難。

#### ③現行の白タク行為禁止の「特例」とスマホアプリ必須のライドシェアとの差別化

政策的には、次のような選択が考えられる。

スマホアプリ必須のライドシェアビジネスは、役所主導の健全な国民経済を守るために解禁しない。

④現行の白タク行為禁止の「特例」(交通空白地有償運送等)に⑤スマホアプリ必須のライドシェアを吸収して、政府規制を強化する。

⑥現行の白タク行為禁止の「特例」(交通空白地有償運送等)と⑦スマホアプリ必須のライドシェアを分離し、⑧については、安全性確保ファーストに、民規規制・自主規制をベースに⑨を解禁する。

### 4 イギリスのライドシェアサービスビジネスにかかる政府規制の動向

イギリスのイングランド(+ウエールズ)においては、タクシー(ブラックキャブ)への参入には、タクシー運転免許(taxi driver licence)が必要である。しかし、タクシー運転免許試験は超難関で、合格は至難である。このため、従来から政府規制の緩和を求める声があった。

そこで、イングランド政府は、比較的新規参入が容易な「個人ハイヤー車運転免許(ミニキャブ / PHV licence = Private Hire Vehicle driver licence)」の導入を検討してきた。ロンドン交通局(TFL=Transport for London)は、PHV免許制度導入を前提に、サービスの質を維持するための規制のあり方の検討を続けた。そ

して、2016年6月に、個人ハイヤー車（PHV）運転免許（ミニキャブ用）が導入された。

このことで、有償のライドシェアサービスは、2016年6月に施行された新たな規制法のもとで、個人ハイヤー車（PHV）運転免許（ミニキャブ用）の категория内 で法認された。

タクシー運転免許(ブラックキャブ用)

個人ハイヤー車(PHV)運転免許(ミニキャブ用)

有償のライドシェア  
サービスドライバー

イギリスには個人ハイヤー向けのPHV（Private Hire Vehicle）制度があり、この範囲内での予約制（流しはダメ）の有償のライドシェアビジネスは法認される。

ウーバーUK社は、2012年6月からPHV制度の下で`UberX、（アメリカの`UberX、とは異なる）の営業を行っている。有資格者による運転である。

イギリスのタクシー（ブラックキャブ）運転手はPHV（ミニキャブ）免許を活用して勢力を拡大するUber社に対して抗議運動を起こしている。裁判闘争も行っている。

2015年10月にロンドンの高等法院は、「Uber社の配車アプリはタクシーだけに使用が許される料金メーターに当たらず、合法である」との判決を下した。

加えて、ロンドンではライドシェア向けの条例改正を行っている。このことから、ロンドンでは、PHV免許なしのライドシェアは禁止である。しかし、PHVとしての要件を整えれば、ウーバー社などの就労仲介スマホアプリを通じたライドシェアのサービスは合法になった。

イギリス（UK／連合王国）の構成国家、さらにはそれぞれの国家の都市により、有償のライドシェアサービスに対する政策は異なる。

新設カテゴリーを設けるのか、既存のカテゴリー以外は禁止とするのか、既存のカテゴリーの中でライドシェア対応の規制を設けるのかなど、この辺りに、イングランドと他の非独立国、都市の間にはかなりの温度差が見られる。しかし、いずれにせよ、有償のライドシェアの存在感が増すなかで、規制当局による規制緩和に向けた対応が行われてきている様子がわかる。

\*今日、イギリス〔略称、連合王国（UK=United Kingdom）〕は、ブリテン【①イングランド（England）、②ウェールズ（Wales）、③スコットランド（Scotland）】および④北アイルランド

（Northern Ireland）の4つの非独立国からなる。

ちなみに、イングランド、とりわけロンドンでは、有償のライドシェアサービスへの参入は、個人ハイヤー（PHV）運転免許と車両の登録が必要である。ライドシェアサービスアプリの開発・提供者（フラットフォーム事業者）にも、事前の事業者登録が求められ、保険加入や英語の語学能力、予約確定の利用者への事前連絡などが求められる。

### III 米英比較：ウーバーアプリで働くワーカーは従業者か個人事業者か？

#### 1 アメリカの動向

##### ①アメリカ加州ギグワーカー保護法（AB5）

ウーバー社の膝元のアメリカ・カリフォルニア（加州）では、労働環境の劣悪さ、生活苦にあえぐ`名ばかり経営者、のギグワーカーが、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業に反旗を翻した。労働者として福利厚生や職場保護を求め、法廷闘争を展開した。加州最高裁判所は、`デジタルプラットフォームIT企業のスマホアプリ（App）を使ってオンデマンドで雇用類似の働き方をする人たちは、そのIT企業の労働者である、とする判断を下した。

2019年9月、加州議会の上下両院（California Assembly & Senate）は、加州最高裁判所の判決を州法典に織り込むための作業を開始した。そして、通称で「加州ギグワーカー保護法（California gig worker protections act）」と呼ばれる新法（AB5）を通過させた。9月18日に、ギャビン・ニューサム（Gavin Newsom）知事の署名を得て成立した。AB5／ギグワーカー保護法は、やさしくいえば、加州では、2020年1月1日から、非正規の雇用類似の働き方をするギグワーカー（フリーランサー／フリーター）は、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業（labor intensive digital platformer）のアプリ（App）やスマートフォン（スマホ）で使って続けて単発の仕事の紹介を受けて場合、原則としてその就労仲介アプリを提供している企業などの従業者／被用者として扱うように求めるものである。AB5は、ギグワーカー個人の暮らしを護るための労働保障がねらいである。現行の加州労働法典（Cal. Labor Code）と州雇用保険法（Cal. Unemployment insurance code）などの関連条項を改正して実施された。

②加州最高裁ダイナメックス判決とは

AB5 / ギグワーカー保護法は、2018年4月の加州最高裁判所のダイナメックス判決を法律にすることがねらいである。この判決で、加州最高裁は、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリを使い、非正規 / フリーランスで雇用類似の働き方をする人たちは、事業者ではなく従業員であるとする判断（【表6】参照）を下した。

【表6】フリーランスで働く者は、従業員 / 被用者であるとする見解

<p>カルフォルニア州雇用保険不服審査会の見解</p> <p>ウーバー (Uber) のライドシェア (相乗り) の運転者は、被用者 (employee) である。</p> <p>《理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウーバー (Uber) は、交通サービスを提供する事業を行っている。</li> <li>アプリを利用する場合、運転者は、ウーバーアプリによって発見できた乗客だけを拾うことができ、かつ、ウーバーのサインを表示することができる。</li> <li>ウーバーが料金をコントロールしている。</li> <li>運転者は、ウーバーに認定され、履歴を審査され、かつビデオ研修を修了しなければならない</li> <li>ウーバーは、顧客から活動的ではない、または評価が低いことを理由に運転者との契約を終了できる。</li> </ul> <p>2018年4月30日のカリフォルニア州最高裁判決 (Dynamex Preparations West, Inc. v. Superior Court of Los Angeles (4 Cal. 5th 903) / ダイナメックス判決)</p> <p>ダイナメックス事件では、ダイナメックス販売会社 (D社) のフリーランスの配送運転者 (原告) が、自分の車を使用しながらも、仕事中はD社の制服の着用を義務づけられていることなどを理由に、独立契約者 (請負の個人事業者) ではなく、D社 (被告) の従業員 / 被用者であり、労働法上の保護や健康保険加入などの保護を受ける権利が侵害されているとして訴訟を起し、裁判所に判断を求めたものである。加州最高裁は、原告は独立契約者 (請負の個人事業者) ではなく、被告の従業員 / 被用者であるとの判断を下した。この判決で、加州最高裁は、「独立契約者 (請負者 / 個人事業者)」であると判断するために次のような3つの判定基準 (ABCテスト) を示した。</p> <p>《ABCテストの概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テスト A 労働者は、その仕事の遂行にあたり、その企業の監督および命令から自由でなければならない。</li> <li>テスト B 労働者は、その企業の通常業務外の仕事を遂行している。</li> <li>テスト C 労働者は、仕事を請ける企業と同じ種類の仕事をする独立した事業を有している。</li> </ul>
--

加州の AB5 / ギグワーカー保護法は、州最高裁ダイメックス判決に盛られた ABC テストを法制化することがねらいである。AB5 法制化の経緯は、次のとおり。

【表7】加州のダイナメックス判決から AB5 成立までの経緯

<p>2018年4月30日加州最高裁ダイナメックス判決</p> <p>一販売会社の配送運転者の就労上の地位、つまりその会社の従業員 / 被用者か、独立契約者 / 請負の個人事業者かを争ったもの。判決は、配送運転者は、当該販売会社の従業員 / 被用者であると判断。この判決で、裁判所は、「独立契約者 (請負の個人事業者)」であるとするために次のような判定基準を提示。</p> <p>《ABCテストの概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テスト A 労働者は、その仕事の遂行にあたり、その企業の監督および命令から自由でなければならない。</li> <li>テスト B 労働者は、その企業の通常業務外の仕事を遂行している。</li> <li>テスト C 労働者は、仕事を請ける企業と同じ種類の仕事をする独立した事業を有している。</li> </ul> <p>加州 AB 5 [ギグワーカー保護法 (案)] (下院法案 5 号)</p> <p>ダイナメックス判決に示された ABC 判定基準の法制化がねらいの法律 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年12月に加州議会に提出</li> <li>2019年5月29日に加州議会下院を通過</li> <li>2019年9月18日に加州議会上院を通過、州知事の署名を得て成立</li> <li>2010年1月1日に AB5 を施行</li> </ul> <p>《AB5 / ギグワーカー保護法と適用除外》</p> <p>弁護士、医師、歯科医師、美容師、会計士、保険代理人、技術者、不動産屋、ファイナンシャルアドバイザー、一定の医療従事者は、AB5 の適用除外</p>
--

③加州 AB5 で改善されたギグワーカーの労働環境

AB5 の施行に伴い、加州の何十万人ものライドシェアリング / 相乗りサービス運転者、特定企業専属の請負配達運転者、料理の配達員その他の独立契約者、つまり「名ばかり個人事業者」は、従業員 / 被用者とされ、労働者としての保護を受けられることになった。恩恵の範囲は、失業保険 (unemployment insurance)、健康保険補助 (health care subsidies)、親権行使有給休暇 (paid parental leave)、残業代 (overtime pay)、労災補償 (workers' compensation)、最低賃金保証 (guaranteed hourly minimum

wage)、その他の社会保障雇用主負担 (social security contributions) にまで及ぶ。AB5 施行に伴い、ウーバー (Uber) やウーバーイーツ (Uber Eats)、リフト (Lyft)、ドアダッシュ (Doordash) のような就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、ビジネスモデルそのものの大きな変革を迫られていた。

④ AB2257 / 2020年9月4日のギグワーカー保護法適用除外拡大法

雇用類似の働き方をする人達を保護するために制定された AB5 に対しては、産業界のみならず、労働界からも異論・反論があった。加州議会には、AB5 の適用除外を拡大するように求める陳情がひしめいた。2020年9月4日、AB2257 / ギグワーカー保護法適用除外拡大法が州議会を通過し、州知事の署名を得て発効した。AB2257 は、AB5 の骨格を維持したうえで、ABC テストの適用除外とする業務の範囲を拡大することが目的である。

この結果、AB5 が適用される業界は、おおむねギグエコノミー企業、フランチャイズ企業、トラック業界、映画産業、TV 業界になる。以下に、AB2257 / ギグワーカー保護法適用除外拡大法のポイントを紹介する。

**【表 8】 AB2257 / ギグワーカー保護法適用除外拡大法の概要 (未定稿)**

<p>(1) 拡大された適用除外の範囲</p>
<p>AB2257 で新たに広げられた適用除外は、同年1月1日に遡って適用される。そのおおまかな範囲は、次のとおりである。</p> <p>①&lt;&lt; B2B 適用除外 (Business-to-Business Exemption) &gt;&gt;</p> <p>真真正正な事業者間契約関係に基づく適用除外 (bona fide business-to-business contracting relationships) : 個人が無限責任を負う企業体、またはパートナーシップ、合同会社 (LLC) もしくは法人で他の同種の企業体に対して役務を提供する契約に基づいて働く契約者。</p> <p>②&lt;&lt; 単独雇用 B2B 適用除外 (Single-Engagement Business-to-Business Exemption) &gt;&gt;</p> <p>一回限りの雇用機会の場所で役務を提供する目的で他の者と契約をする個人事業者に対する ABC テストの適用除外。ただし、労働が監督に服さないこと、支払金額が契約に明記されていること、および当該個人が自らの仕事場を有していることなど一定の基準を充たしていなければならない。また、ABC テストが適用にならないためには、個人が「単独の場所で他の者に対して独自で非継続的形で役務を提供する、または同一の場</p>

所での継続的な行事で週一回以下でなければならない」。

③<< 職業紹介業適用除外 (Referral Agency Exemption) >>

職業紹介業適用除外とは、個人が無限責任を負う企業体または事業体を経営する個人と顧客に対して個人的な役務を紹介する事業との関係には ABC テストを適用しないとするものである。具体例としては、コンサルティング、若者対象のスポーツコーチ、キャディ、ウエディングまたは催事プランニング、通訳サービスなどの職業紹介業などがあてはまる。

④<< 専門職サービス適用除外 (Professional Services Exemption) >>

各種専門職サービスは、ABC テストの適用除外となる。当初 AB5 で規定されたサービスに加え、次のようなサービスが適用除外となる。

⑤<< 音楽演奏家・役者適用除外 (Music Industry & Performer Exemptions) >>

音楽レコーディングまたは作曲 (music composition) のクリエイティング、マーケティング、プロモーション、配信に関する仕事、すなわち、レコーディングアーティスト、作曲家、作詞家 (lyricists)、コンポーザー、校正者 (proofer)、レコーディングアーティストのマネージャー、レコードプロデューサーやディレクター、音楽エンジニアやミキサー、音楽家 (musicians)、歌手 (vocalists)、写真家 (photographers)、独立ラジオプロモーター、一定の宣伝係 (publicists)。ただし、音楽家や歌手で、音楽レコーディングまたは作曲からロイヤルティ (使用料) を得ていない者には、休業者とみなして最低賃金および残業代を支払わなければならない。また、音楽家や音楽グループで、(コンサートのような) 単発のライブ (a single-engagement live performance event) に従事する者は、ABC テストの適用除外とする。ただし、次の者は除く。(a) 交響楽団もしくはミュージカル劇場プロダクションまたはテーマパークもしくはアミューズメントパークで演じる者、(b) 1,500 人以上の観客を収容できる会場での花形スターのイベント、または (c) 一日 18,000 枚以上のチケットを販売するフェスティバルでの演奏。加えて、コメディアン、即興詩人 / インプロバイザー (improvisers)、手品師 (magicians)、奇術師 (illusionists)、物まね師 (mimes)、講談師 (spoken word performers)、語り部 (storytellers)、人形使い (puppeteers) で、自分のオリジナル作品を演じる者。この場合において、適用除外にあてはまるには、被用者の監督から自由であり、自己の演奏に関する知的所有権を有しており、自らで労働条件を決定でき、かつ、料金を設定できなければならない。

⑥<< その他の適用除外 >>

建売住宅の販売員、一定の国際交換訪問プログ

ラムに従事する個人、競技審判（アマチュア競技のアンパイアやレフリーなど）

## （2）政府の執行権限の拡大

AB2257は、雇用類似の働き方をする人を従業者ではなく誤って独立契約者として分類されている場合に、問題のある事業者に対する差止救済訴訟を提起できる権限を、地区検察官（district attorneys）にも与えた。AB5のもとでは、今権限は、州司法長官（州検察官／Attorney General）と一定の自治体検察官（city attorneys）に限定されていた。

### ⑤加州住民投票プロップ22でAB5は白紙に～政治を操り、やりたい放題のウーバー

ギグワーカーを使う就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、これまでアメリカ加州のみならず、フランス、スペイン、オランダ、イギリスなどでも、労働審判や裁判で負け、議会で追い詰められてきた。法的には逃げ場がないようにも見えた。しかし、働き手であるギグワーカーをこれまでどおり使えるように知恵を絞った。自分らのビジネスモデルに合った法律をつくる途を選ぶことを決めた。実際、アメリカ加州ではウーバーなどが2億ドル（約210億円）を投じ、2018年4月30日加州最高裁ダイナメックス判決（テストA・B・C）を無効にするために、2020年11月に、「提案22（Proposition 22）」[「プロップ22（Prop22）」]と呼ばれる住民投票で法律をつくる運動した。働き手であるギグワーカーに追加の手当や補償を払う代わりに、ギグワーカーを引き続き個人事業主として扱えるようにする内容だ。結果、州住民の役6割 [58% 対 42%] の賛成を得て思いどおりの法律づくりに成功した。

プロップ22（Prop22）は、デジタルプラットフォーム／デジタルプラットフォームIT企業（以下「IT企業」ともいう。）が開発したスマートフォン（スマホ）やタブレット端末用のアプリ（App）を使って単発（オンデマンド）で雇用類似の働き方をするワーカー（workers／働き手）を、次の要件を充たす場合に、そのIT企業の「従業者（employees）」ではなく、「個人事業主（independent contractors）」として扱う法改正を求めるものです。

2020年11月のアメリカのカリフォルニア州（加州）での住民投票「プロップ22（Prop22）」の結果をどうとらえたらよいのであろうか・ウーバーなどのデジタルプラットフォーム企業界が、

【表9】「プロップ22」のプラットフォーム企業のアプリ使用ギグワーカー規定

- ・単発（オンデマンド）でライドシェア／フードデリバリー（自家用車の相乗りや食事宅配）をするワーカー（働き手）がIT企業のプラットフォームにログインしている間、そのIT企業は、一方的に働く日時、時間帯、最低労働時間を指定していないこと。
- ・働き手がそのIT企業のプラットフォームにログインする条件として、そのワーカーに対して他のライドシェア／フードデリバリーを仲介するIT企業のプラットフォームにログインしないことを求めていること。
- ・ワーカーがそのIT企業の専属として働いている場合を除き、そのIT企業が、他のIT企業のライドシェア／フードデリバリー・サービスに従事することを制限していないこと。
- ・IT企業は、他のいかなる合法的な職業または業務においてライドシェア／フードデリバリーに従事することを制限していないこと。

210億円もの大金を使って、州住民を懐柔し、「プロップ22（Prop22）」と呼ばれる住民投票で法律をつくった。

州議会がつくった法律（AB5／ギグワーカー保護法）を骨抜きにし、就労仲介型デジタルプラットフォームIT企業のアプリを使って雇用類似の働き方をする自家用車の相乗り（share riding）や食事宅配（food delivery）をするギグワーカーを引き続き個人事業主として扱うことになった。

IT企業が、デジタルファーストの時代の流れをいち早くビジネスに取り入れて、自社のスマホアプリ（App）を使い、オンデマンドのライドシェアリングや配車サービス、さらには料理の出前するプラットフォームビジネスモデルを考案したのはたいしたものである。しかし、そのビジネスモデルが法律にふれるようになったら、ふつうの企業だったら神妙にお縄を頂戴するのではないかと。ところが、アメリカ系のウーバーのようなIT企業はしたたかである。大枚をはたいて世論を操作し、法律を変えるやり方を選ぶわけである。もちろん、こうした企業戦略を放任すると、労働市場が根底から歪められてしまうおそれも出てくる。

大金を使って法律を自分らのビジネスモデルに合わせるのには、「資本の論理」の最たるケースのようにも見える。こうしたビジネスモデルが、政府の掲げる「働き方改革」という美名と連動して働く者を搾取することになるのはもったいない。本来は、IT企業が自分らのビジネスモデル

を見直さないといけない。ところが、自分らのビジネスモデルに合わせて法律を見直す、というのであるから本末転倒ともいえる。

プロップ 22 (Prop22) が求めている労働市場とは、企業がそこで働く者への責任を最小限に抑え、消費者に還元するという名目で、企業が最大限搾取できるようにする仕組みです。

プロップ 22 (Prop22) の通過後、加州では 2021 年初めに大手スーパーの米アルバートソンズが従来、正規社員が担ってきた配達業務を請負契約の個人事業主への委託に切り替える方針を打ち出しました。この背景には、会員プログラムや会員向けアプリを刷新し、サブスクリプション (定額課金) 型の新デリバリーサービス「アルバートソンズ・フォー・ユー (Albertsons for U)」を開始するためである。会員である消費者は、年額 99 ドルまたは月額 12.99 ドルを負担すると、配達料無料の食品・日用品の宅配サービスを何度でも利用できる。

デジタル化／オンライン化に伴う市場競争の激化を、企業利益を減らさず、労働コストの切下げで乗り切ろうとする経営手法なわけです。

#### ⑥はじまったプロップ 22 をめぐる法廷闘争 ～加州裁判所の判断は先行き不透明

ニューヨークタイムズやロサンゼルスタイムズなどは、プロップ 22 (Prop22) に反対の意見を表明しています。ところが、加州のギャビン・ニューサム知事は、プロップ 22 (Prop22) に対しては沈黙しています。その一方で、ジョー・バイデン大統領やカマラ・ハリス副大統領は、反対の意を表明している。

その後、労働組合やギグワーカーが加州裁判所へプロップ 22 (Prop22) は加州憲法に違反するとの理由で憲法訴訟を起こしています。加州裁判所の判断は、わかれています。これまでの加州裁判所での判断をわかりやすくまとめてみると、次【表 10】のとおりである。

プロップ 22 (Prop22) は、住民投票で承認されており、もう一度住民投票で否認されない限り、無効にはできない。その一方で、裁判所が憲法違反で無効と判断した特定の規定は執行できない。今後、加州の控訴審、さらには最高裁の判断で最終決着する方向である。

【表 10】カリフォルニア州裁判所での判断

#### ①加州最高裁判所の判断

- ① 2021 年 1 月 12 日に、国際サービス従業員労組 (SEIU=Service Employees International Union) やギグワーカーらが、加州最高裁判所 (California Supreme Court) へ特別上告し、プロップ 22 (Prop22) は州憲法に違反するとして、憲法訴訟を提起した。
- ② 2021 年 2 月 3 日に、州最高裁は、原告の訴えを門前払いとした。しかし、その理由を明らかにせず、憲法判断を避けた。

#### ②加州高等裁判所アラミダ郡支部の判断

- ① 州最高裁への特別上告が門前払いにされたことから、原告は、改めて加州高等裁判所アラミダ郡支部 (Alameda County Superior Court) へ違憲訴訟を提起した。
- ② 同裁判所のフランク・ローシュ (Frank Roesch) 判事は、「プロップ 22 (Prop22) は州憲法に違反し、執行してはならない」、との判断をくだした<sup>4</sup>。

その理由として、①州憲法は、州議会の労災補償の規制権限を与えているが、プロップ 22 (Prop22) はその権限を侵害する。②プロップ 22 (Prop22) は、労働者が労働組合を結成する権限を侵害している。③州憲法は、住民投票は、単一の事項 (single issue) を問うものでなければならないとするが、プロップ 22 (Prop22) は、この州憲法の規定に違反する。④プロップ 22 (Prop22) は、州民を独立契約者 (independent contractor) として働く権利を保障するというが、逆に働く者の団体交渉権を侵害する。分断された非組合員からなる労働力をもとにネットワーク会社の経済的利益を護ろうとするものである。

③ウーバー社は、この判決は、加州投票人の大多数の意思を無視するものである。到底受け入れることはできない。控訴して争うとアナウンスした。

## 2 イギリスの動向

### ①イギリスでのギグワーカーの労働環境改善をめぐる戦い

イギリスでは、ウーバーのライドシェアリング／相乗りサービスの登録運転手が、ウーバー社を相手に、雇用審判所 (employment tribunal)

<sup>4</sup> News, "Prop. 22 is ruled unconstitutional: What it means, how apps reacted and what happens next," Los Angeles Times (Aug. 23, 2021). Prop. 22 ruled unconstitutional: 3 things to know - Los Angeles Times (latimes.com)

へ権利救済を求めた。自分らは、契約上個人事業者とされるが、その実態は従属的な労働者 (workers / 従業者) である。したがって、労働者に本来適用されるべきさまざまな法的な権利が保護されていない。労働者として認定して欲しいというのが理由である。雇用審判所は、ドライバー側の主張を認める判断を下している。

## ②イギリスの最高裁、「ギグワーカーは労働者」の判決

その後、ウーバー側が、労働審判所の判断を不服として、労働控訴審判所 (Employment Appeal Tribunal)<sup>5</sup> や控訴裁判所 (Court of Appeal)<sup>6</sup> に訴えた。これらの訴訟ではいずれも運転手側が勝訴した。イギリス最終審の最高裁判所 (U.K. Supreme Court) は2021年2月19日に、アメリカ系ライドシェア大手のウーバーテクノロジーズのアプリを使って働く運転手は、「従業者 (workers)」であると判断を示した【Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) 9 Feb.2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019/0029】。

この裁判で、運転手側は、従業者 (workers) であり、ウーバーは、1996年労働者雇用権法 (Employment Rights Act of 1996)、1998年全国最低賃金法 (National Minimum Wage Act 1998) および1998年労働時間規則 (Working Time Regulations 1998) に違反している、と訴えた。一方、ウーバー側は同社のアプリを使って働く運転手は「個人事業主 (third party contractors)」であると主張していたが、退けられた。

イギリス最高裁では、7人の判事が全会一致で運転手側の主張を認めた。最高裁は「運転手は専門的なスキルで経済的地位を向上させることが難しく、ウーバーに従属し、依存している」と指摘した。ウーバーはロンドンで4万5,000人、イギリス全土では6万人の運転手を抱えている。ウーバーは最高裁判決を受けて、3月17日に、同社のアプリを使って働く運転手を労働者として取り扱い、労働法上の権利を保障する旨を明らかにした。

2021年2月19日のイギリス最高裁の判決【Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others

(Respondents) 9 Feb.2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019/0029]<sup>7</sup> は、つぎのとおりである。

### 【表11】イギリス最高裁2021年2月19日判決要旨

ウーバー (原告人) 対 アスラム他 (被告原告人) 事件 [2021年]

[2018年] EWCA Civ 2748 からの上告

2021年2月19日判決

裁判官 (Justices) :

リード卿 (Lord Reed / 裁判長)、ホッジ卿 (Lord Hodge / 裁判長代理)、レディ・アーデン (Lady Arden)、キッチン卿 (Lord Kitchin)、セールズ卿 (Lord Sales)、ハンブレン卿 (Lord Hamblen)、レギヤット卿 (Lord Leggatt)

上告の概要 (Background to the Appeal)

本件上告は、ウーバーのスマホアプリ (以下「ウーバーアプリ」) を使ってサービスを提供する個人ハイヤー運転者の雇用上の地位に関係する。主たる争点は、ウーバー運転者は、全国的な最低賃金の支払を受ける権利や年次有給休暇その他労働法上の保護が受けられる「労働者 (workers)」にあたるかどうかである。加えて、最高裁は、運転者が「労働者」であるとすれば、労働法上の労働時間制限をどうとらえるかも検討する。

ウーバー BV は、ウーバーアプリ技術を有するオランダ籍の会社である。ウーバーロンドン社 (Uber London Ltd) は、ウーバー BV のイギリス子会社で、ロンドンで個人ハイヤー自動車を配車するライセンスを有している。原告のアスラム氏とファラー氏は、一定期間、ロンドンで個人ハイヤー自動車を運転するライセンスを得ており、ウーバーアプリを使っていた。彼らの訴えは、雇用上の地位を確認するテストケースとして労働審判所 (employment tribunal) に提起された。2016年に、審判所で審理が行われた当時、イギリスで仕事をしているウーバー運転者は約4万人おり、そのうち3万人がロンドン地域で仕事に従事していた。

1996年労働者雇用権法230条3項その他関連法は、「労働者 (worker)」の定義に、雇用契約のもとで雇われた者に加え、「自営 (self-employed)」する者を含んでいる。とくに、この定義には、契約に基づいて働く個人を含んでいる。

労働審判所は、アスラムとファラー両氏はこの基準を満たし、かつウーバーロンドンとの労働契約のもとで働いていたと判断した。労働控訴審判所 (Employment Appeal Tribunal) や控訴裁判所 (Court of Appeal) (多数意見) は、ウーバーの控訴を棄却した。

<sup>5</sup> Microsoft Word-EAT 0056 17 DA-Uber-09.11 FINAL.doc (publishing.service.gov.uk)

<sup>6</sup> Uber B.V. (‘UBV’) & Ors v Aslam & Ors [2018] EWCA Civ 2748 (19 December 2018) (bailii.org)

<sup>7</sup> Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) (supremecourt.uk)



## 判決

最高裁判所は、全員一致でウーバーの上告を棄却した。レギヤット卿が単独で判決を下した。当初の法廷は、途中で病気になったキッチン卿を含む7人の裁判官で構成された。しかし、キッチン卿が仕事に戻れるかどうかは定かではないために法廷は6人の裁判官で構成された。

## 判決理由

### 《運転者は労働者かどうか》

ウーバーは、次のように主張する。ウーバーBVは、ウーバーアプリを使用することをウーバーロンドンにより承認された運転者の予約代理人(booking agent)としての業務をする子会社(本件ではウーバーロンドン)への技術提供者としての業務を行っているだけである。ウーバーアプリを使って乗車の予約があった場合、契約は、運転者は乗客に対して運輸サービスの提供に同意する形で、直接運転者と乗客との間で成立する。料金は、ウーバーアプリにより計算され、乗客はウーバーBVに支払う[判決1頁、43頁]。一部(本件では20%)が差し引かれ、残りは運転者に支払われる。ウーバーは、この手続を、運転者に代わり乗客から料金を徴収し、かつ、運転者に技術その他の「サービス料」を賦課する性格のものとして解している。この点を裏付けるために、ウーバーは、ウーバーBVと運転者の間での成文の標準契約書およびウーバーの会社と乗客との間での成文の標準契約書の文言を証拠に使った[判決22-29頁に要約]。加えて、ウーバーは、運転者は、働きたいときに働くことができ、かつ、働く時間の多さまたは少なさも問われない旨を強調した。手短かにいえば、ウーバーは、運転手は顧客との間で交わした契約に基づいて働く独立契約者であり、ウーバーのためには働いてはいない、と主張した。

最高裁判所は不同意。運転者とウーバーロンドンとの間には成文の契約書など存在しないという事実に基づき、法的関係の性格は、当事者間の行為から推測すべきであるとした[45-46頁]。ウーバーロンドンは、運転者の代理人として業務を遂行していると主張するが、そのような事実はない[50-56頁]。いずれにしても、個人が「労働者」であるのかどうかを判断する出発点において、成文の契約書をもとにするのは誤りである[57頁、76頁]。最高裁判所は、先例【オートクレンズ社対ベルチャー(Autoclenz Ltd v Belcher)事件[2011] UKSC 41】を検討し、かつ説明する[68-69頁]。正しいアプローチは、適用ある労働法の目的を点検することである[70頁]。その目的とは、個人の労働に支配権を行使する人や組織に従属しかつ依存する立場にあることから、自分の給与や労働条件にほとんどまたは何もいえない弱い個人に保護を与えることにある[71-76頁]。加えて、法律は、より強い交渉的立場にある雇用主をこれらの保護から排除する[79-82頁]。

判決は、原告ウーバー社との契約に基づいて働いているという結論を正当化した労働審判所の事実認定に関し、次の5つの点を強調する。

第一に、ウーバーアプリを通じて乗車が予約された場合、料金を設定するのはウーバーであり、運転者はウーバーアプリで計算された以上の料金を課すことは認められない。運転者がした労働に対してどれだけ支払うかはウーバーが決めることになる[94頁]。第二に、運転者が提供するサービスに関する契約条件はウーバーが決め、かつ、運転者はそれに口をはさめない[95頁]。第三に、運転者はいったんウーバーアプリに接続すると、運転者は、乗車を受け入れるかどうかの選択はウーバーによって制限される[96頁]。運転者による乗車要請の受諾(や拒否)の比率をモニターし、かつ、あまりにも乗車要請の拒否または取消が多い場合に10秒以内にその運転者を自動的にウーバーアプリに接続できないようにし、再び接続が許されるまでその運転者が仕事をはじめること妨げるようなペナルティを課すことが一方的に行われている[97頁]。第四に、ウーバーは、運転者がサービスを提供する方法に対して厳しい制限を課している。判決にあげられたいくつかの方法の一つは、評価制度の採用であり、乗客は、乗車するたびに運転者を1から5の段階で評価するように求められる。いかなる運転者も、求められた標準評価を維持できないときには、警告を受け、かつ、標準評価を維持するように改善できない場合には、事実上ウーバーとの関係は断たれる[98-99頁]。第五の重要な要素は、ウーバーは、乗客と運転者との会話を、その乗車に最低限必要な程度に制限し、かつ、個々の乗車を超えて乗客との関係を持つことを防ぐための現実的な対応策を講じていることである[100頁]。

これらの要素を織り込んで考えると、ウーバーアプリを使って運転者が提供し、乗客が受ける運輸サービスは、きわめて厳格に定義されかつ統制されている。運転者は、ウーバーとの関係において、職業的または企業家的な技能を通じて自己の経済的な状態を改善することがほとんどできないほど従属的かつ依存状態にある。実際、運転者にとり、収益を向上させる唯一の方法は、常時ウーバーの仕事評価方法に耐えながら長時間働くしかない。最高裁判所は、ウーバーが行った予約代理人として業務を行っているデジタルプラットフォームに関するホテルその他の宿泊施設と小型キャブの運転者との比較は、本件に役立つものではない。運転者は、まさに「労働者」と判断される[119頁]。《運転者がウーバーのための「働いている」時間とは》

最高裁判所は、労働審判所がウーバーのために働いている原告が費やす時間とは、(ウーバーが主張するような)客を乗せて目的地まで実際に運転する時間には限らず、その運転者が業務をすることが許され、かつ乗車の準備やその受け入れ

ができる領域内においてウーバーアプリを接続している時間も含むと判断することを支持した [136-7 頁]。

ちなみに、わが国では、政府規制により、自家用車の相乗り（ライドシェアリング）サービスを法認していない。

【参照】

Mary-Ann Russon, 'Uber drivers are workers not self-employed, Supreme Court rules,' BBC News (19 Feb. 2021) ; News, 'Uber grants UK drivers pay and other benefits after 5-year court battle,' CBS/AP (March 17, 2021) .

### 【追記】フランス

フランスは、2016 年補正予算法によって、仲介プラットフォーム企業は、サービス提供者の情報を課税当局である公共財政総局 (DGFiP) に提出することが義務付けられた。提出対象となる情報は、サービス提供者の氏名、連絡先、事業識別登録番号 (SIREN)、取引によって得られた総所得などである。

## IV 労働者分類と課税取扱い (以下 117 号)

カリフォルニア州では、2020 年 11 月 3 日に、住民投票 (プロップ 22 / Prop 22) で新法が成立した。この新法は、スマートフォンアプリ (apps) で、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 (digital work platforms) が提供する就

労情報を使って雇用類似の働き方をするギグワーカー (フリーランサー) を、制定法上、従業者ではなく、自営業者 (一人親方) とみなす、とするものである。就労仲介アプリを使い自乗車 (乗用車、自転車、バイクなど) で有料サービスを提供するライドシェアリング (相乗りサービス) 運転者、特定企業専属の請負配達運転者、料理の配達員をするワーカーがターゲットである。ウーバー (Uber) やリフト (Lyft) など就労仲介型デジタルプラットフォーム企業界が大金を使って住民を政治誘導し住民投票 (プロップ 22 / Prop 22) により新法成立に導いた。この新法の成立により、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 (digital work platforms) は、就労仲介アプリで働くワーカーへの支払は、非給与になり、給与にかかる源泉課税は要らなくなった。それとともに、ワーカーに対しては従業者として享受できる有給休暇や失業保険給付など労働権上の各種利益を提供する必要もなくなった。ほとんどのギグワーカーは、ますます追いやられ、カリフォルニア州でのギグワーカーの労働権 (人権) は風前の灯と化している。こうした動きが全米に広がるのが懸念される。バイデン政権は、こうした行き過ぎた「資本の論理」を貫徹する州法を無効化しないといけないとアナウンスした。連邦法でこのカテゴリーのギグワーカーを従業者とみなす新たな回路を拓こうとしている。

### コラム

## 税務援助の大事さの認識を欠く立民の消費税還付法案

立憲民主党(立民)は、先の第 211 回国会(2023 年 6 月～)に、「消費税還付法案」(正式名称：消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案)を衆院に提出した。【◎ 衆法第 29 号：法案提出者／小川淳也ほか 7 名】

議員立法で提出された立民の消費税還付法案は、同党の財務金融部門と税制調査会が 23 年 2 月に取りまとめた『新しい財政政策』について(中間報告)を具体化したもの。消費税の「逆進性」緩和を狙いに給付付き税額控除 (EITC) の導入を目指したもの。民主党政権時代の租税政策の復刻版だ。

この法案では、税率を一律化することで、23 年 10 月 1 日から導入された消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)の廃止も求めている。(https://cdp-japan.jp/news/20230613\_6256)

問題は、給付付き税額控除 (EITC) の導入は、税制を極端に複雑にすることだ。アメリカでは問題ある個人申告の 3 割近くは EITC 関連だ。わが

国で EITC を導入するにしても、税務援助制度の抜本的な改革が要る。でないと、申告納税制度が崩壊しかねない。具的には、現在無償独占である税務書類の作成や税務相談の税理士業務を有償独占化しないとイケない。それによって、市民ボランティアを大量動員し、税務支援を活性化しないとイケない。(石村耕治「税務援助業務と税理士制度のあり方 TC フォーラム研究報告 2021 年 8 号」)

立民の消費税還付法案は、税務援助の大事さの認識を欠いている。税務業務の有償独占化、「臨税」制度の抜本的改革のための税理士法改正は必須だ。こうした改革なしでは、EITC 導入で納税者の権利利益は護れない。「木を見て森を見ず」の発案ではないか？

《参考》20230613【要綱】「消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案」.pdf 20230613【法案】「消費税の逆進性を緩和するための給付付き税額控除の導入等に関する法律案」.pdf

# Q & A 「デジタル刑事法学／ローテック (LawTech)」 デジタル空間での罪刑法定主義、人権④完

## — デジタル刑事法の市民目線での監視のあり方 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

### 【内容目次】

- Q 1 デジタル空間と刑事法
  - Q 1-1 デジタル空間と刑法
  - Q 1-2 デジタル空間と特別刑法
  - Q 1-3 デジタル空間と刑訴法  
(以上、113号)
  - Q 1-4 デジタル空間と少年法との関わりは？
- Q 2 デジタル空間と刑事法学
- Q 3 デジタル空間と罪刑法定主義
- Q 4 デジタル空間と罪刑法定主義の応用  
(以上、114号)
- Q 5 デジタル空間と刑事人権
  - Q 5-1 デジタル空間と捜査・弁護
  - Q 5-2 デジタル空間と手続の適正さ
  - Q 5-3 デジタル空間と令状  
(以上、115号)  
(以下、本号)
  - Q 5-4 デジタル空間と弁護人の接見
  - Q 5-5 デジタル空間と過酷な取調べ
  - Q 5-6 デジタル空間と法廷
  - Q 5-7 デジタル空間と裁判員裁判
  - Q 5-8 デジタル空間と証人尋問
- Q 6 デジタル空間と少年法改正

### Q 5-4 デジタル空間と弁護人の接見との関わりは？

A 容疑者として留置施設に身柄を拘束された場合、自分のために証言してくれる人を探したり、あるいは被害者と連絡をとったりすることは本人にはかないません。そのため法律の専門家でもある弁護人が関係各所と連絡をとるなど、代わりに立ちまわる必要があります。そのためには肝心の本人と密に連絡をとり、話を聞き、相談に乗り、その後の先行き・見通しについてアドバイスするなど、弁護士である弁護人は何度も本人と面会する必要があります。この面会のことを接見と呼びます。いかに熱心に接見をするかが、その弁護士の刑事弁護人としての質を

示すとさえいってよかろうと思います。

事件の多い都会では、弁護士の数も多いのですが、田舎に行くほど弁護士の数は少なくなり、弁護士過疎・司法過疎と呼ばれる地域も少なくありません。折角弁護士になったのだからと、いろいろな事件を体験できる都会の事務所を希望する人が多いようです。医療と同じような状況でしょうか。

接見に行くだけで、片道数時間ということになると、ほかにも事件を抱えている弁護人にとっては、そのための時間を確保するのが難しくなります。結局面会できる回数が減り、話を聞く密度も薄くなるわけです。勾留されている依頼人は法律の専門家ではありませんから、弁護人が必要と考える話を要領よく話せるとは限りません。何度も繰り返して話す中で、ようやく聞きたかった話が聞けるということもあるはずです。このように、空間的な隔たりは弁護の質とも大きく関わるといえます。

そして、この空間の隔たりを超える手段の一つが、デジタル空間の技術です。最新の技術を待つまでもなく、電話接見だって可能だったはずですが、人質司法が大手を振って接見してきたこれまでは、なるべく会わせない・話をさせないような運用があたりまえでした。接見の禁止・制限が幅広く行われ、弁護人以外とは接見できないというのは現在でも常態といってよいでしょう。

現在の改革案でも、検察のリモート取調べは大いにやれ、弁護人とのリモート接見には消極的という検察・法務省側の態度は顕著です。はじめから裁判の公平など考えていないのです。

デジタル技術は、検察側と被告人側の現在ある不公平をなくすことにこそ活用されなければなりません。今以上に不公平さを増大させるのでは、改革ではなく改悪です。捜査機関はこれまで、取調べで弁護人との接見内容を聞き出したり、容

疑者が留置施設内で弁護人とのやりとりなどを記録しているノートを検索・差押えするなど、容疑者の防禦権や弁護人の弁護権を侵害するようなことをくり返してきました。

証拠隠滅・逃亡防止

のために勾留するというなら、それ以外の部分についてはできる限り対等な防禦活動ができるように、むしろ体制を整えなければなりません。デジタル技術によるその一つがリモート接見です。空間的な隔たりを無くすことで、勾留の弊害を最小限にすることができるでしょう。

もうひとつは取調べへのリモートでの弁護人の立会いです。容疑者が取調官によって密室に監禁されるいわれはありません。勾留中であろうと、取調べはあくまで任意なのです。任意でない取調べで自白を得ても、それは憲法(38条2項)上も刑訴法(319条1項)上も証拠にはできないのです。裁判員裁判以降、裁判を早く進めることが重要な目的とされていますが、自白の任意性などの争いをなくすことが一番の近道です。そのためには弁護人を取り調べに立ち合わせれば済む話です。もともと取調べは任意で応じるものなわけですから、弁護人の立会いを要求して拒まれる理由がはじめから本来ないのです。

そしてそもそも、現在ではリアルでの接見時に、弁護人が接見室にパソコンやスマホ、デジカメを持ち込むのすら禁じているといわれます。これで刑事裁判のデジタル化・IT化が進むわけがありません。なぜ刑事裁判のデジタル化・IT化を進める一方で、弁護活動だけをこのように不当に縛るのか、全く理解できません。改めて繰り返しますが、刑事司法のデジタル化・IT化は、裁判の公平を実現するために活用されるものでなければなりません。それがひいては、迅速な裁判にもつながることになるはずです。

#### Q5-5 デジタル空間と過酷な取調べとの関わりは？

A 日本の警察は優秀だという話はよく聞きますが、その割にはなぜ旧態依然とした取調べが横行しているのでしょうか。優秀な割には、多く



の事件で自白以外に有力な証拠がないとも聞きます。日本の99.9%の有罪率が、実は自白に支えられていると聞いたら、さすがに恐ろしくなってきましたか。

そしてその自白獲得を支えるのが、人質司法という身柄拘束下の取調べと、そんな状態で得られた自白を自由な意思の表明(「任意の自白」と認める多くの裁判官たちの存在です。裁判所がその自白を有効な証拠だと認めるから、過酷な取調べや無理な自白獲得が繰り返されるわけです。

裁判官は自白が任意かどうかをどのように判断してきたでしょうか。事件から時間が経ち、弁護人といろいろと打ち合わせた後の公判段階の被告人の主張を裁判官は信用しません。事件直後、まだ弁護人の助言を十分に得ていない、取調官にまくしたてられるように作られた調書の内容を任意だと考えるようです。

そして、取調官が論理一貫するように整えた取調べ調書(調書とは取調官による聞き取り書のことです)の内容がやはり論理一貫しているということで、それは体験した者が語るから論理一貫しているのだろうと、その内容も信用するようです。

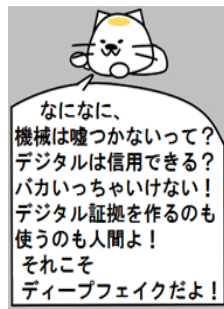
これまではその任意性や信用性も、裁判官は取調官が作文した調書の内容から判断するというおかしなことがまかり通ってきました。しかし裁判員裁判が始まるにあたり、裁判員に調書を読み込ませるのは大変だということになりました。裁判官は調書から任意性や信用性を判断できるが裁判員には難しいともいわれました。なぜ裁判官にそんな超能力者のようなことができると思われたかは謎でしかありませんが。

いずれにしてもその聞き取りした調書の内容が任意のものかどうか、信用できるかどうかを判断するのに一番手っ取り早いのが、取調べを録音・録画することです。そうして裁判員裁判開始と同時期に、録音・録画も部分的に行われるようになりました。

取調べの録音・録画は、裁判員の判断に役立つだけでなく、供述調書の任意性や信用性をめぐるとい争いにはっきりとした証拠を示すことにも役立ちます。また取調べ自体の過酷さ、乱暴さを軽減するにも役立つものと期待されました。しかしそうした効果を期待するには、取調べの過程が全て記録されることが不可欠です。都合の良いところの録画データだけが法廷

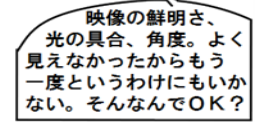
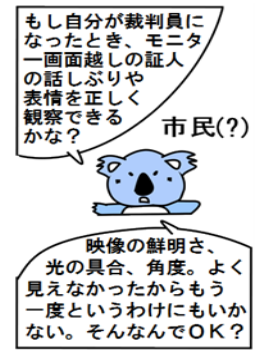
に提出されても、誰もそれを信じることはできないわけです。

デジタル技術の短所は加工・改ざんが容易なことです。逆にその調書は物理的・空間的隔たりをなくすことです。これらを総合すれば、デジタル技術を刑事裁判に役立てるには、捜査段階でリモート接見・リモート立会いを充実させることにより、供述内容の任意性・信用性をめぐる争いに終止符を打ち、刑事裁判の迅速化を飛躍的に進めることがもっとも重要です。同時にまた、そうしたデジタル技術により作成された証拠データは社会の共有物であって、捜査当局が独占できる私物ではありませんから、それらのデータの管理を第三者機関に委ねること、それにより訴訟当事者双方が公平に活用できるようになることも重要です。



の刑事裁判の目的とはむしろ逆に向かうことを肝に銘じるべきです。

デジタル空間と法廷との関係では、裁判の公開をデジタル技術で拡張すべきかという議論もあります。裁判の公開に関しては、現在でも十分な保障が継続されているように思います。またメディアが法廷に入ることで、裁判の公開の実質はしっかりと保たれているのではないのでしょうか。



他方で、公開をデジタル空間まで拡張するときには、それがショーと化し、被告人や証人をさらし者にしかねない危険の方が大きいでしょう。そしてそれらは有罪と無罪となるに関わらず、裁判にかけられた者・疑われた者というレッテルとして、デジタル空間にタトゥーのように刻まれてしまい、長く消えずに残るものです。近代以前のような入れ墨の刑罰・名誉罰は、現在の刑罰ではありません。社会的制裁もまた、刑罰を大きく超えるようなものであれば、もはや正当化されるものではないはずです。

## Q5-6 デジタル空間と法廷との関わりは？

A 裁判員裁判と軌を一にして、書面の審理ではなく、法廷での審理を中心にするという方針が再確認されました。そのために、法廷内にはいろいろなデジタル設備が整備され、証拠調べなどもプレゼンスタイルが多く取り入れられるようになりました。

また一連の被害者保護・証人保護という制度改革の中で、被告人や傍聴人の前では証言しづらい被害者や証人のために、別室から映像と音声をつなぐという遠隔での証言方式（ビデオリンク方式）も採用されました。

これらはメリットもある反面、その場にはいない証人に有効な反対尋問ができるか、その証言の信用性の吟味が十分にできるかといった問題も指摘されています。デジタル技術は視覚を拡張することで、裁判手続上のハードルをクリアできるものではありません。しかし実はそれが、実際はデジタルには不得意な部分を捨象した結果としての簡易さ・便利さであることを見逃してはなりません。わかりやすさの裏側には、重要ではあるが微妙な差異や変化が取り残されている可能性があり、実はそれが刑事裁判の真実にとって決定的であるかもしれないのです。そしてその取りこぼしが、決して被告人にとってデメリットになるようなデジタル化では、本来

## Q5-7 デジタル空間と裁判員裁判の関わりは？

A デジタル空間と裁判員裁判と関係についてはここまでも触れてきました。もう2点言及しておきます。一つめは先にも若干触れましたが、デジタル技術により作成された証拠の影響についてです。取調べの録画といっても、実はその録画のしかたによって、見る者への影響力に差が出るということが指摘されています。

どういうことかといえば、カメラが容疑者の真正面から撮影している場合、見る者はその映像を取調官の立場になって見ることとなります。それに対して取調官と容疑者とを真横から見ると、客観的な第三者の視点から取調映像を見ることとなります。するとどうなるのでしょうか。やはり取調官の視点からの映像を見ると、対面で映っている容疑者をあやしいと決めつけ、どうにかそのうそを見破ってやろうという感覚に自然となるそうです。つまり取調官の側に共感してしまうというわけです。

ですから同じく取調べの録画といっても、それはどの角度から撮影するかといったことに

よっても、証拠としての意味を変えていくことになります。デジタル証拠の作為性というのは、我々の無意識に働きかけてくる部分があります。視覚証拠・映像証拠自体のインパクトもさることながら、それがたとえ再現されたものだとわかっていても、映像として見せられることで、あたかもそれが真実であったかのような感覚にとらわれてしまいかねないのです。

昨今のディープフェイク映像のように、映像は静止画以上にあたかもそれが現実を撮影したものだという錯覚にとらわれがちです。デジタル技術により作成された証拠に関しては、その作成過程までがすべて明らかとされない限り、その信用性を正しく評価することはおよそ難しいといわなければなりません。

A またもう1点ですが、裁判員裁判の特徴として、公判前整理手続があります。裁判員裁判の迅速化の要請についてはすでに触れましたが、その実現のためには裁判の争点が分散せず、集約していることが前提となります。つまり、あれもこれも裁判で争われるとなると、無限に時間がかかるわけです。その事件の裁判で重要な争点は何か、被告人の犯人性か、被告人のアリバイの成立か、それとも被告人の殺意の有無か。そうした主要な争点を明らかにすることで、そこに集中した審理を行えるようにする。それにより裁判員が参加しやすい、時間のかかり過ぎない裁判を実現できるというわけです。

もちろん裁判を単純化し過ぎて、被告人が十分に自分の言い分を争えないというのでは本末転倒です。裁判を早く終わらせるのが目的ではありません。整理できる範囲で整理することが重要で、裁判員を待たせないことが一番の目的となつては、刑事裁判の本旨を見失うこととなります。権利保障も真実の発見も、共にかなわないことになるでしょう。

そしてこの争点整理のために重要なのが、検察官による証拠の開示です。今までの裁判の長期化は争点の拡散だと話しましたが、それは検察官の証拠隠しこそが原因でした。裁判が進むにつれて、検察官が様々な被告人に有利な証拠をまだまだ隠し持っていることが次第に明らかになってきます。そうすると、その証拠を出す・出さない、必要か必要じゃないか、裁判官が提出命令を出すか出さないか。出したら出したで改めて証拠調べをする。そのための準備の時間

も必要。その新証拠に関連して、改めて別の証人を呼ぶ必要も出て来る。あるいは一度証言した証人をもう一度呼び直して、その証言と新たな証拠との整合性について問いなおす。そんな再度の手間を何度も繰り返す。こうして裁判は何年も何十年もかかってきました。

検察官が手持ちの（あるいはさらに手に入れられる）証拠を、その有利なものも不利なものも含めて最初から明らかにしていれば、証拠の関係で明らかにされる事実関係ははっきりしますから、争点は自ずから整理されるはずなのです。そもそも捜査機関が集めた証拠は、捜査機関が独占する理由のないものです。刑事裁判を適正に行うために、捜査権限が捜査機関に預けられているだけです。被告人の権利を守り、真実を明らかにするという司法制度のメリットを享受するのは市民全体です。検察官が勝ち負けにこだわるあまり、本来法廷で調べられるべき証拠が日の目を見ずに隠されたままであるなら、被害者やその遺族にとっても、そして市民全体にとっても、真実は明らかにならないままです。それどころか冤罪さえ引き起こすことになります。

このようにして、裁判員裁判の開始⇒そのための裁判の迅速化⇒迅速化のための公判前整理手続の新設⇒その手続きの中での証拠開示手続(discovery)の導入、という流れの中で、検察官が入手しており、あるいは入手可能な証拠をできるだけ多く被告人側にあらかじめ開示するという手続が創設されました。

しかしこの証拠開示ですが、これにより多くの証拠を被告人側は見るできるようになったのですが、その開示のしかたにいろいろと制限をかけられることがあるのです。例えばコピーしてはいけないとか。デジタル化してはいけないとか。複製は何部までとか。今まで以上に大量の証拠が見られるようになった反面、それを例えば容疑者と弁護人、あるいは弁護団の中の複数の弁護人で共有するという場合に、PDFファイルにして渡すということさえ禁じられる。全部紙でコピーしなければならない。簡単な事件でさえ、大部・大量のファ



イルの量になります。コピー代が高くなりすぎるので、証拠の入手を断念せざるをえない場合も少なくないのです。

刑事裁判の証拠は確かにプライバシー情報の塊という側面もあります。しかしそれは裁判に使うために集められた証拠です。裁判になれば公開の法廷で示されるわけです。デジタル空間で伝播する危険性はある一方で、その情報は公開の法廷で明らかにされて報道される可能性をはじめから持つものでもあります。いずれにしても証拠の入手に高いハードルを置いてそのリスクを防ぐという理屈は通りようがありません。

デジタル化のメリットを当局側に限局しようという意図がないのであれば、それは被疑者・被告人の権利保護のためにこそ活用すべきです。そしてそれは裁判員裁判の、ひいてはすべての刑事裁判の迅速化の要請にもかなうものです。証拠の独占の弊害を解消するためには、開示のメリットが実質的・現実的なものになるようにすべきです。物理的な障壁を下げるデジタル化のメリットは、裁判の公平さを実現するためにこそ活かされなければなりません。

#### Q5-8 デジタル空間と証人尋問の関わりは？

A 裁判所内の別室とつなぐビデオリンク方式については紹介しました。さらに、例えば遠隔地に住む証人とビデオ通話でつないで証人尋問を行えるようにすべきかについても議論があります。これが実現されれば、海外にいる証人でも証人尋問ができるようになり、そのことによって書面の証拠を使う理由（証人が法廷に来れないから、かわりにその供述書面を証拠として利用する）が排斥されることになるかもしれません。加工された書面の証拠を使わないで、証人に証言させる方が望ましいことは、反対尋問が可能になるということからも明らかです。

ただしそれは書面の証拠を使わせないという場面に限定していえる話です。というのも、書面の証拠を利用すべきでない理由がまさに、法廷で証人を目の前にして反対尋問を行い、その様子を裁判官らが観察するというところからです。ビデオリンク方式でさえ、証人の語り口・様子がわかりにくい、意思の疎通をしにくいという問題がすでに指摘されているところです。まして裁判が現に行われている裁判所以外の場所とつなぐ場合には、証人が本来感じるべ

き緊張感、証言の慎重さ、直接問いただされることのインパクトなど、憲法 37 条 2 項が保障した証人を呼び・質問する権利の実質が損なわれる可能性は少なくありません。

デジタル技術は完全な代替物を提供しうるとは限りません。むしろそのうわべの便利さの間隙から抜け落ちるリアルな質感や熱量は、証言の信用性という裁判の帰趨を左右する最も重要な部分に影響する要素に違いありません。デジタル技術の便利さは大きなメリットがある場合に限って利用し、逆にデメリットの大きい部分で安易に導入することは、憲法上保障された権利の実効性まで失わせかねないことになりえます。どのような場合であれば、そしてどのような条件の下でならこれを可能とするかについては、やはり慎重な議論が必要です。

#### Q6 デジタル空間と少年法改正の関わりは？

A 令和 4 年 4 月 1 日に施行された改正少年法 68 条は、18 歳、19 歳の略式裁判を除く刑事裁判に関して、これまでの推知報道禁止を解除しました。18 歳、19 歳ももう十分大人なんだから、自分でやったことの社会的責任は負うべきだ。そういうことなのかもしれません。

自分が 18 歳、19 歳のときを思い返してみても、もちろん犯罪までは犯さなかったでしょうが、はっきり大人といえるだけの社会性を十分持っていたと思う人はどのくらいいるのでしょうか。犯罪に対する責任についての成熟度は、一般的な社会性とは別に考えるべきともいえるかもしれません。犯罪に対するハードルを高いと考えれば、それは 18 歳、19 歳でも十分に守るべきルールとして確かに認識できるはずでしょう。

しかし犯罪は日常の中にあります。一般的な社会性が、周囲を理解し、周囲と自分との関係性を理解し、そして自分の行動や思考をコントロールするというのであれば、それは犯罪でも同じです。ただおそらく違うのは、18 歳、19 歳が大人以上に、犯罪のラインを超えてしまいかねないラインのそばに遭遇する機会が多いことでしょう。そしてそのような場面に近づかない、トラブルが起きないように警戒するといった経験から得られるルールの獲得に乏しいために、そうした状況を楽観視したり、トラブルに対する恐怖心が足りなかったりすることが、あるいは仲間といることによる昂揚感など

少年特有の事情の影響することが、コントロールを失う理由となりやすいものと思われます。そうした環境要因や未成熟性といった大人とは違う要素は、逆に20歳を超えようがただちに変わるものではありませんから、どこかで線を引く必要はあります。しかしただでさえ社会に出るのが遅い、時には幼いとさえいわれる現代の若者に関して、責任を負うべき年齢を下げる要素は見当たらないような気がします。

そして大人と同様に扱う年齢を下げることで、刑罰が重くなるのではなく、社会的制裁を受ける期間がそれだけ延びるのです。自己責任だといっても、未熟ゆえに、あるいは不自由さゆえに起こした事件の責任を、一体何歳になるまで背負い続けなければ許されるのでしょうか。いわゆる社会人や社会生活といったスタートラインに立つ前後に犯した事件によりその後の人生が固定され、社会のお荷物のような人生を決定づけることは、はたしてその社会にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。一度でも悪いことをしたら人生棒に振るという厳しい教えとして生きるのでしょうか。ただしそれと同時に、その人生を棒に振った当人は社会のどこかでアウトローとして生き続けなければならないかもしれません。つまり社会は社会復帰できない人間を新たに一人作り出して悦にいます。真人間と元犯罪者の間に明確な線引きをしたい人には、理想の社会像かもしれません。しかしそれは安全な社会という目的にとっては、むしろデメリットが大きいように思えます。

デジタル空間に残る実名での事件のニュースは、全国どこへ行こうとも元犯罪者・元逮捕者といった刻印から逃れさせない人生を決定づけ

る公開履歴書のようなものとなるでしょう。

憲法13条は、幸福追求権は公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とすると定め、同14条もすべて国民は法の下に平等であって、社会的関係において差別されないと定めます。同22条は、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有するとしています。被害者の心の傷の癒えることがない以上、加害者が普通の生活をして幸福になることは許されないから、決して社会復帰させずに常に犯罪者予備軍の状態に置いておき、結局また犯罪を犯したときにはもっと長く刑務所に入れればいい。しかしその考えだと、死なない限り犯罪者は犯罪を繰り返し、他方で新しい犯罪者も次々と生まれてくる。まるで犯罪者を社会の中でわざと生かしているような社会です。どうしてそんなリスクとコストを甘受しなければならないのか、その理由がわかりません。自分以下の犯罪者層を作り出して満足する以外に何のメリットもないように思えます。被害者の悲しみを危険な社会を維持することで共有するなどというのは皮肉にしか思えません。犯罪者を増やす社会は、新たな被害者を増やす社会にほかならないわけですから。憲法が保障する権利は、個人個人が社会から疎外されず、安心に暮らせるために保障されているものです。それは裏返せば、社会から疎外され、社会に敵対する人間を作り出さないためでもあるはずで

憲法13条が保障するプライバシー権もまたその重要な一部であり、これを切り売りするような社会が再犯とどう向き合うことになるのか、今後の推移を見守っていく必要があるでしょう。(完)

## プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2024.1.1 発行 CNN ニュース No.116

### 入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

### NetWork のつばやき

・米連邦議会共和党の「自由・簡素・効率性」を旗頭とした公正税法案(FTA)、少しうさん臭いが、現行の税制は複雑すぎるのも事実だ。奇策大好きなトランプ再登場となると議会を通る可能性も?目が離せない。(N)